

地 域 森 林 計 画 書

(江の川上流森林計画区)

計画期間

自 令和 2年4月 1日

至 令和12年3月31日



広 島 県

目 次

はじめに.....	1
I 広島県の基本方針.....	3
第1 広島県的基本的な考え方.....	3
第2 広島県が定める目標.....	4
1 産業として自立できる林業経営の確立.....	4
2 インフラの防災機能向上.....	6
3 森林の公益的機能の維持.....	6
II 計画区の概要.....	8
第1 計画区の位置.....	8
第2 自然的条件.....	8
1 地形.....	8
2 気候.....	8
3 地質及び土壌.....	8
第3 社会経済的条件.....	8
1 人口.....	8
2 産業.....	9
3 交通.....	9
4 土地利用.....	9
第4 森林・林業の概況.....	9
第5 計画樹立に当たっての基本的考え方.....	10
III 計画事項.....	11
第1 計画の対象とする森林の区域.....	11
第2 計画量等.....	13
1 前計画の実行結果の概要及びその評価.....	13
(1) 伐採立木材積.....	13
(2) 間伐面積.....	13
(3) 人工造林及び天然更新別面積.....	13

(4) 林道の開設及び拡張	13
(5) 保安林の整備及び治山事業	13
2 今期計画	14
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	14
(2) 間伐面積	14
(3) 人工造林及び天然更新別の造林面積	14
(4) 林道の開設及び拡張に関する計画	15
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	17
(6) 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	19
第3 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	20
1 森林の整備及び保全の目標	20
2 森林の整備及び保全の基本方針	21
3 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	23
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	23
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	25
(3) その他必要な事項	26
4 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	27
5 その他必要な事項	27
第4 森林の整備に関する事項	28
1 立木竹の伐採（間伐以外）	28
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	28
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	29
(3) その他必要な事項	29
2 造林	31
(1) 人工造林に関する指針	31
(2) 天然更新に関する指針	32
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	34
(4) その他必要な事項	34
3 間伐及び保育	35
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	35

(2)	保育の標準的な方法に関する指針	36
(3)	その他必要な事項	37
4	林道等の開設や林産物の搬出	38
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	38
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び 作業システムの基本的な考え方	38
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域 (路網整備等推進区域)の基本的な考え方	39
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	39
(5)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在 及びその搬出方法	40
(6)	その他必要な事項	40
5	森林施業の合理化等	41
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林 施業の共同化に関する方針	41
(2)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	41
(3)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に 関する方針	42
(4)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	42
(5)	その他必要な事項	43
第5	森林の保全に関する事項	44
1	森林の土地の保全	44
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意 すべき森林の地区	44
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する 必要のある森林及びその搬出方法	44
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	44
(4)	その他必要な事項	44
2	保安施設	45
(1)	保安林の整備に関する方針	45
(2)	保安施設地区の指定に関する方針	45
(3)	治山事業の実施に関する方針	45
(4)	特定保安林の整備に関する事項	46
(5)	その他必要な事項	46

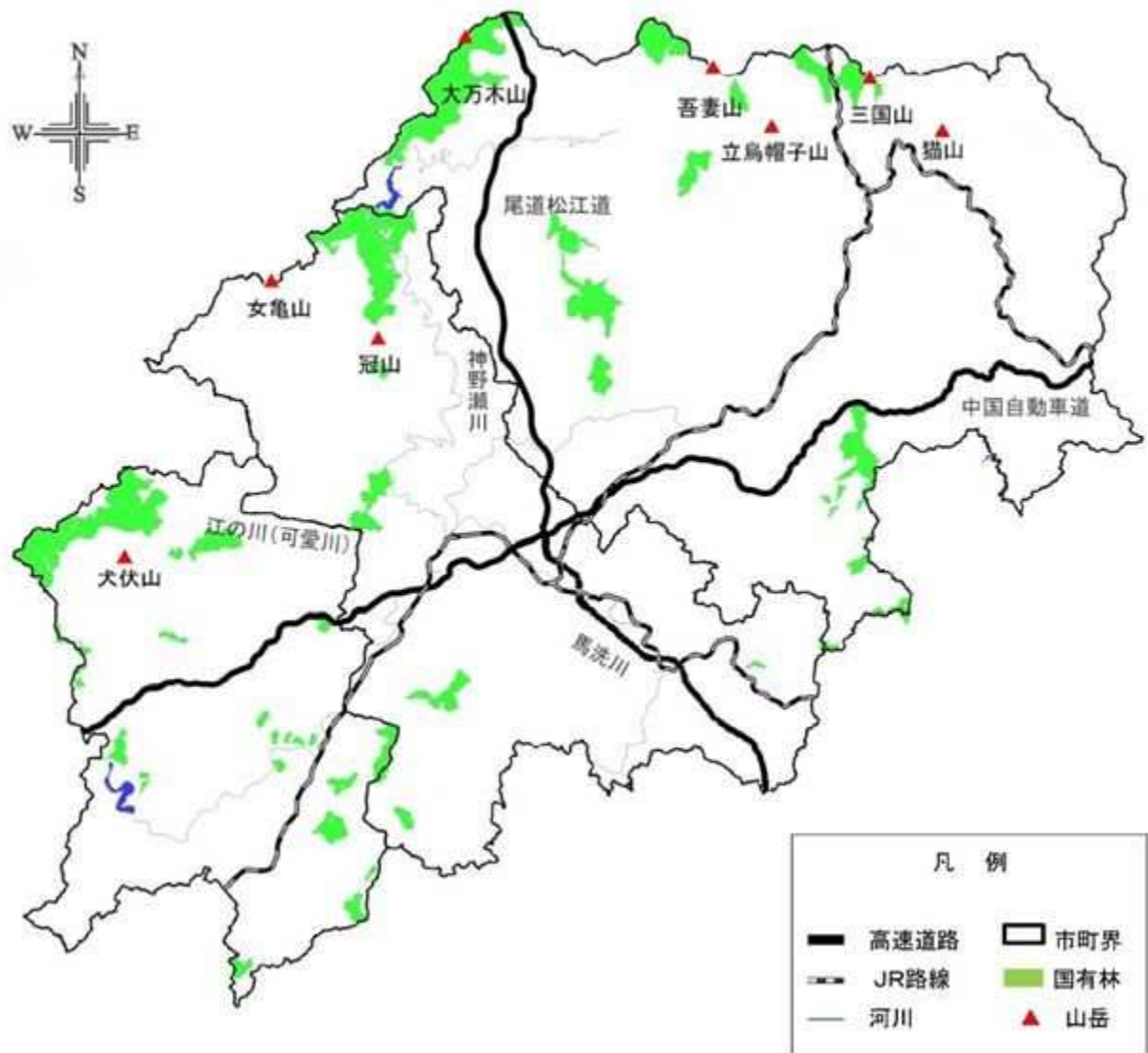
3	鳥獣害の防止	47
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	47
(2)	その他必要な事項	47
4	森林病虫害の駆除と予防・その他の森林の保護等	48
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	48
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	48
(3)	林野火災の予防の方針	48
(4)	その他必要な事項	48
第6	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	49
1	保健機能森林の区域の基準	49
2	その他保健機能森林の整備に関する事項	49
第7	その他必要な事項	50
1	保安林その他制限林の施業方法	50
2	その他必要な事項	54
(附)	参考資料	63
1	森林計画区の概要	63
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	63
(2)	地況	64
(3)	土地利用の現況	66
(4)	産業別生産額	66
(5)	産業別就業者数	66
2	森林の現況	67
(1)	齢級別森林資源表	67
(2)	制限林普通林別森林資源表	79
(3)	市町村別森林資源表	80
(4)	所有形態別森林資源表	84
(5)	制限林の種類別面積	85
(6)	樹種別材積表	88
(7)	特定保安林の指定状況	88
(8)	荒廃地等の面積	88
(9)	森林の被害	88

(10) 防火線等の整備状況	88
3 林業の動向	89
(1) 保有山林規模別林家数	89
(2) 森林経営計画の認定状況	89
(3) 経営管理権及び経営管理実績権の認定状況	89
(4) 森林組合及び生産森林組合の現況	90
(5) 林業事業体等の現況	92
(6) 林業労働力の概況	92
(7) 林業機械化の概況	93
(8) 作業路網等の整備の概況	94
4 前期計画の実行状況	95
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	95
(2) 間伐面積	95
(3) 人工造林・天然更新別面積	95
(4) 林道の開設及び拡張の数量	95
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	95
ア 保安林の指定又は解除の面積	95
イ 治山事業の数量	95
5 今期計画の明細	96
(1) 伐採材積及び人工造林・天然更新の明細	96
6 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	97
(1) 森林より森林以外への異動	97
(2) 森林以外より森林への異動	97
7 林分密度管理図	98
(1) スギ林の収量比数 R_y による管理表	98
(2) ヒノキ林の収量比数 R_y による管理表	99

図1-1 江の川上流森林計画区の位置図



図 1-2 江の川上流森林計画区的位置図



はじめに

地域森林計画とは、森林法第5条の規定に基づき、県の森林施策の方向性、伐採・造林・林道・保安林の整備目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の指針などを決定する民有林の計画で、森林計画区(全国に158計画区)別に5年ごとに10年を一期としてたてる計画です。

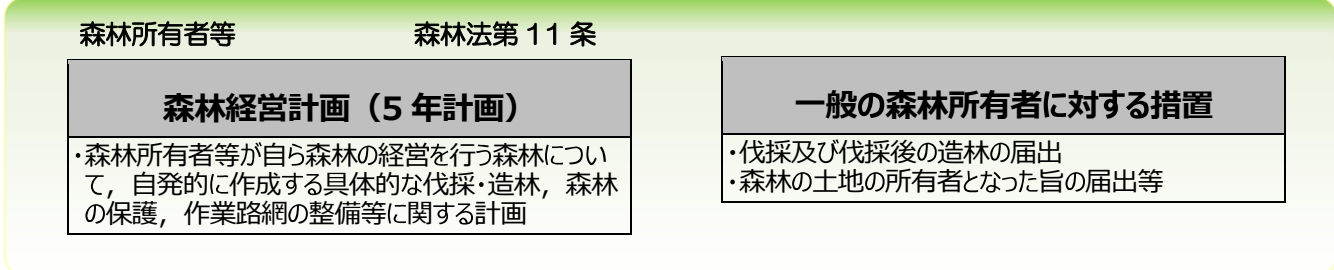
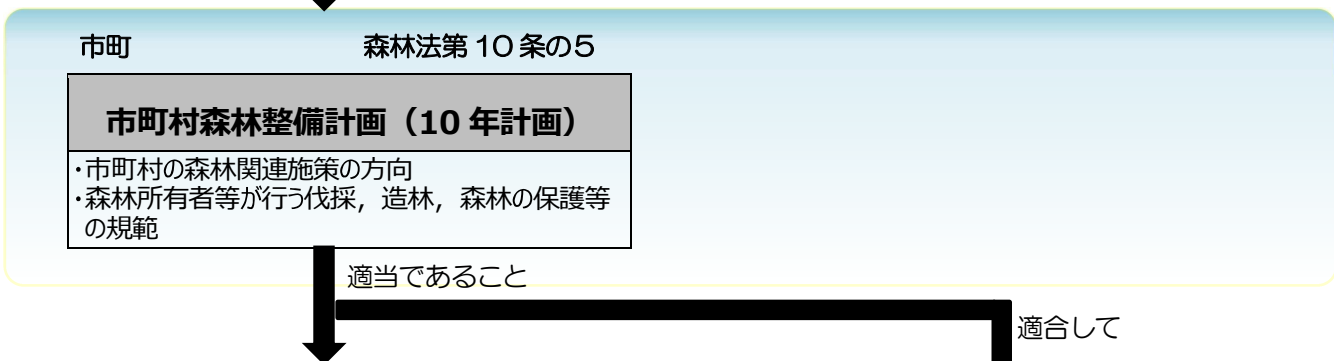
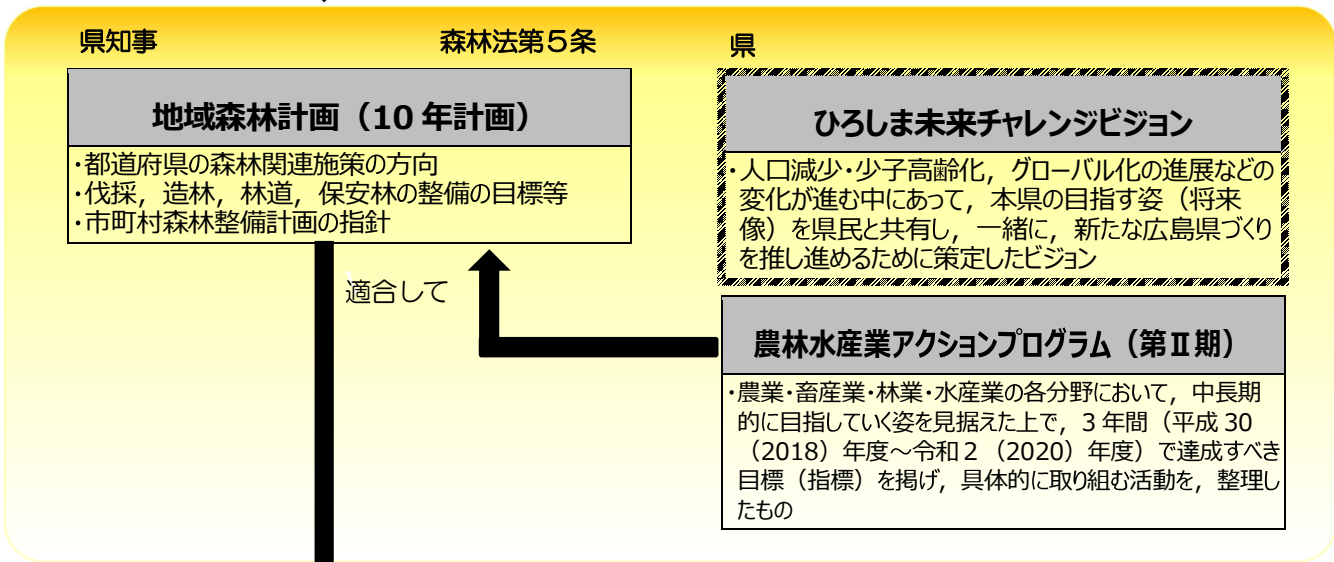
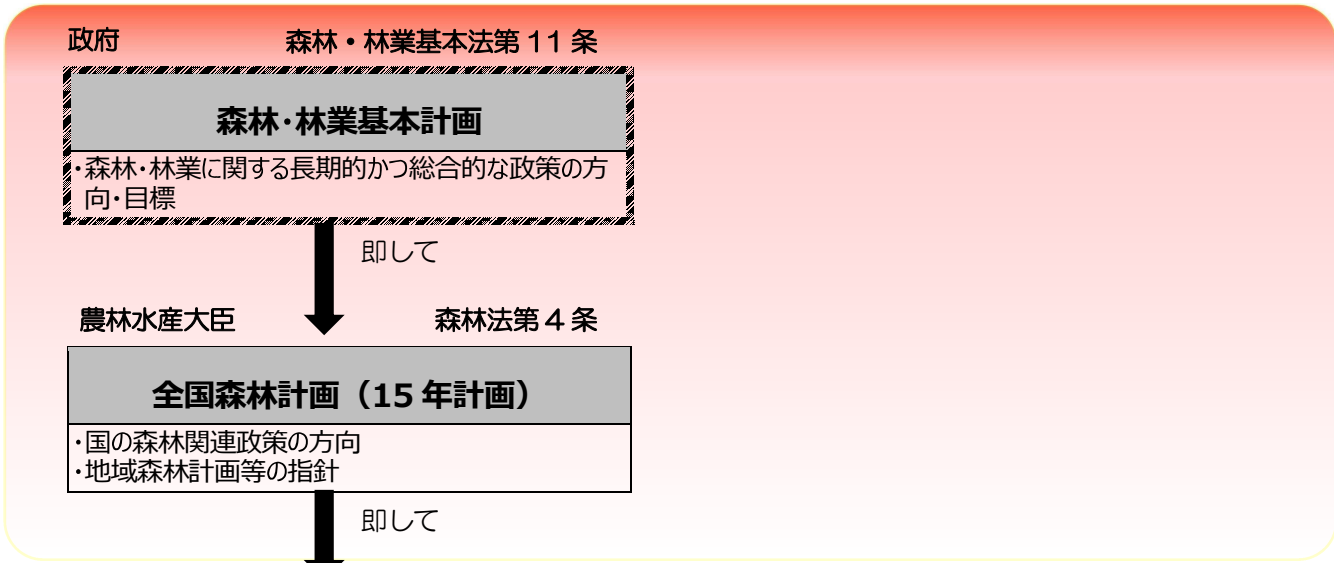
この計画は、森林法第4条の規定に基づき、国が15年を一期とし5年ごとに定める全国森林計画の樹立に即して、地域的特性に応じ森林計画区毎に策定することになります。

なお、広島県においては、「ひろしま未来チャレンジビジョン」という県の基本計画のもと、「農林水産業アクションプログラム(第Ⅱ期)」において、農林水産業の中長期的な目指すべき姿の目標(指標)や具体的な取組方針を定め、アクションプログラムに沿った内容を地域森林計画書に記載しています。

市町村森林整備計画とは、森林法第11条に基づき、地域に最も密着した行政主体である市町が、地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得ながら作る計画です。

この計画は、5年ごとに10年を一期とし、地域森林計画に適合して、市町ごとに策定することになります。

この計画では、森林経営計画や一般の森林所有者が森林経営を行う上で、森林整備を推進するための標準的な方法や規範等を定めたもので、市町の森林づくりの長期的な構想になります。



I 広島県の基本方針

第1 広島県の基本的な考え方

1 広島県の森林づくり 50年構想

「ひろしま未来チャレンジビジョン(改訂版)」(平成27年10月策定)に基づき、次のとおり本県の森林づくりを推進しています。

広島県の森林づくり 50年構想

県内には、中国山地の山々から、市街地近郊の里山まで、約61万ha、県土の72%を占める森林があります。今、この森林は、木材価格の長期低迷やライフスタイルの変化に伴い、十分に手入れされているとは言えない状況にあり、森林の持つ県土の保全、水源かん養等の公益的機能の低下が懸念される一方で、災害防止や地球温暖化防止のほか、森林環境教育の場としても森林への県民の期待が高まるなど、森林の状況に応じた多様な森林づくりが求められています。

このため、まずは、持続的な林業経営による森林整備を拡大し、それが難しい森林では、多くの県民が森林に関心を寄せ、多様な主体が参加する保全活動等を拡大することに取り組み、これらにより周辺の森林にも目が行き届くようになるなど、広い意味での管理される森林を拡げていくことで、森林の多面的機能の維持発揮を図ります。

県では、前の世代から引き継いだ森林の様々な恵みを子や孫に手渡すため、皆さんとともに森林再生の取組を進めていきます。

◆資源循環林

低コスト林業団地や公有林のスギ・ヒノキの人工林では、長伐期施業により、継続的に間伐を行い、木材として利用するなど、林業を通じて、適切に維持・管理を行います。
また、その周辺の広葉樹林も、人工林の管理を通じて、適切に管理していきます。

◆環境貢献林

採算が見込めないスギ・ヒノキの人工林は、複層林化や強度間伐を行い、周辺の多様な広葉樹を林内に導入するなど天然力も活用して針広混交林へ誘導していきます。
これにより、混在する広葉樹林と一体化し、水源かん養や県土保全等の公益的機能の高度発揮を図ります。

◆里山林

地域に身近な森林、保健休養等の機能増進や山火事等の災害跡など機能回復が必要な森林等を対象に、多様な主体による森林整備を行います。
複層林化、択伐、補植、樹種転換等により、多様な樹種からなる広葉樹林、松くい虫に強いマツ林や混交林へ誘導していきます。

広島県の森林の目指す姿



第2 広島県が定める目標

「ひろしま未来チャレンジビジョン 農林水産業アクションプログラム（第Ⅱ期）」において、次のとおり、目標と重点的に取り組む内容を定めています。

1 産業として自立できる林業経営の確立

県産材が、社会において有効な資源として継続的に利活用されるとともに、林業の利益率を改善することで、産業として自立できる林業経営の確立を目指します。

1-1 森林資源経営サイクルの構築

(1) 現状と課題

- 県内の人工林に関する精度の高い情報が把握できていないことから、林業経営に適した事業地の特定ができていない。
- 小規模な森林の所有者が多く、施業同意の取得の事務が煩雑で事業地の集約化が困難な状況にあり、小規模な事業地それぞれで生産体制を構築していることから、生産性が低く流通も非効率となるなどの要因となっている。
- 路網等の生産基盤が整っていないことも、生産の効率化の支障となっている。
- 森林資源経営サイクルにおける所有者の利益の確保が難しくなっていることから、所有者の再造林への投資意欲が高まらず、主伐後の再造林が進みにくい状況にある。結果、計画的な主伐・再造林が行われていないことから、再造林に必要な苗木や担い手の確保が進んでいない。
- 現場技能者については、他産業に比べて賃金面や労働負荷など就業条件が悪いことから、就業希望者が少なく、定着率が低い状況にある。
- 一方、経営者は、安定的な事業地の確保に加え、収支の改善が不十分なことから、生産規模の拡大を進めることができていない。

(2) 取組方針

- 森林資源利用フロー（需要情報）と連動した生産が可能となるよう、林業経営適地を明確にして、安定的な木材生産と計画的な再造林を進める森林資源経営サイクルを構築する。
- 効率的な木材生産が可能となる集積・集約化された事業地を確保し、その区域を意欲と能力のある林業経営者が計画的な林業経営を

行うことで、効率的かつ安定的な木材生産体制を構築する。

- 植栽・保育・間伐・主伐の各段階での効率化を図ることにより、林業経営者や森林所有者の利益を確保し、林業経営に対する意欲を高めるとともに、計画的な伐採を進めることにより、植栽の2年前から再造林に必要な苗木生産量を明確にして、苗木の育成と再造林を計画的に進める。
- 関係機関と連携して新規就業者の確保に取り組むとともに、就業者の段階的かつ体系的な教育訓練を行い、また、就業条件の改善を進め、定着率の向上を図る。

1-2 森林資源利用フローの推進

(1) 現状と課題

- 中間土場の整備や需要者ニーズを林業経営者に伝え、生産を取りまとめる役割を担う流通コーディネーターの設置により、林業経営者から製材工場等の需要先への直送が進展したが、年間を通じた木材生産量が安定していないため、大規模製材工場に対して毎月必要な量を直送するまでには至っていない。
- 工場への直送量が増加して流通コストの縮減は進んできたものの、トラック輸送や積替えコストの縮減が進んでいない。
- 木材の量がまとまっていないことや荒仕分（未検収）で出荷していることから、価格交渉力が弱く、有利な価格での販売ができていない。
- 県内で生産された木材は、直材・小曲材、大径材等の規格に応じて利用されているが、規格によって、生産量の増加に応じた需要の確保が必要になったり、逆に工場への安定的な集荷が必要となったりしている。

(2) 取組方針

- 需要情報に応じて、生産から流通、加工まで、県産材の安定的な流れを作ることにより、各段階のコスト縮減を図り、県産材の価格競争力を一段と向上させるよう森林資源利用フローの強化に取り組む。
- 木材の流通については、林業経営者が共同して製材工場等需要先への供給に取り組めるよう、中間土場を効果的に配置するなど、流通コストの縮減に取り組むとともに、県産材生産量を増加させる中で、木造建築分野を中心に県産材の需要拡大を図り、県産材製品シェアの更なる向上を目指す。

2 インフラの防災機能向上

土砂災害などを防止する治山施設等の適切な維持管理や整備により、農林水産業を支える地域の暮らしの安全・安心の確保を目指します。

(1) 現状と課題

- 近年、局地的な豪雨や台風の大型化など、災害につながる自然現象が増加している。また、大規模地震の発生に伴うリスクも指摘されている。
- 施設の老朽化による機能低下や、災害の発生が懸念されている。
- 県土の大半が「マサ土地帯」であることや、山裾まで住宅地が広がる現況から、全国有数の山地災害危険地区を抱えている。

(2) 取組方針

- 山地災害危険地区の精度向上のため、土砂災害警戒区域との調整を行い、地区指定の見直しを進める。
- 治山施設の点検を定期的に行い、市町ごとの個別施設計画を策定するとともに、施設ごとの点検・修繕計画を明らかにした上で、市町へ情報提供する。
- 山地災害の恐れのある地区に対して、優先度の判定を行いながら施設整備を進める。

3 森林の公益的機能の維持

公益的機能の低下が懸念されている森林を整備し、森林の有する公益的機能の維持発揮を図ります。

また、地域住民等による自主的・継続的な森林保全活動の推進により、森林保全活動を県内各地に拡大させ、県民参加の森づくりを推進します。

(1) 現状と課題

- 手入れのされていない人工林の間伐等を実施してきましたが、権利の特定や森林所有者の間伐に対する理解不足などの複合的な要因により、同意の取得が困難となっている。
- 一部の里山では、景観悪化や鳥獣被害、風倒木や松くい虫被害等に対応するため、地域全体での計画的な整備等を行う必要がある。
- 保全すべき森林については、引き続き、松くい虫被害対策やナラ枯れの激害化防止対策を講じなければ、マツ林等の維持が困難となっている。
- 森づくり活動を行う団体は、異なる課題（安全管理技術・財務基盤・人的ネットワーク等）があり、それぞれの段階に応じた支援策を行

わなければ、その活動を継続・発展させることが困難となっている。

- 森づくり活動に対する県民の理解を得る上で、森林の重要性に対する認識は高いものの、取組そのものに対する認知は低くなっている。

(2) 取組方針

- 人工林については、森林の荒廃が進み、県民生活に影響が大きくなると想定される人工林を集中的に整備するための支援を行うとともに、森林整備に必要な働きかけや境界明確化等に対して支援する。
- 里山林については、地域課題（防災対策，景観悪化，鳥獣被害等）を解決するための新たな資源利用等里山林を活用した取組を支援し、地域が森林の再生に取り組む活動を推進する。
- 手入れ不足の森林の解消に向け、新たに森林を利用しながら森林整備を行う者（小規模林業経営者や地域住民，森林保全活動団体等）の育成を支援する。
- 松くい虫被害やナラ枯れ被害の蔓延を防止するため、被害木の伐倒や薬剤処理による駆除対策を実施する。
- 森づくり活動を自主的・継続的に行う上で、必要となる財務基盤や安全管理技術などの課題解決に向けた取組を支援するとともに、森づくりの重要性を理解する者や森林ボランティア活動を行う者を増加させるための取組を支援する。
- 森林・林業体験活動の実施や森林保全活動等を推進するとともに、森林ボランティア団体の育成や企業の森づくりを進める。

Ⅱ 計画区の概要

第1 計画区の位置

本計画区は、本県の北部に位置する3市からなり、区域面積は25万6,238haで、県総面積の30.2%を占めています。

第2 自然的条件

1 地形

本計画区は、島根県との県境沿いの中国せき梁山地を形成する大万木山(1,218m)、吾妻山(1,238m)、三国山(1,004m)などの1,000mを超える山々が連なっています。

また、400～700m級の山々が三次盆地を取り囲むように連なっており、瀬戸内海と日本海の分水嶺を形成しています。

河川は、南西部から江の川(可愛川)、南東部から馬洗川、北東部から西城川、北部から神野瀬川、布野川が三次盆地で合流し、島根県を経て日本海に注いでいます。

2 気候

本計画区は、概して低温多雨で山間地域特有の気象となっており、年平均気温は11～14℃、年間降水量は、1,500～2,200mmです。

北部一帯は冬季の積雪が極めて多く、3市ともに一部地域が豪雪地帯に指定されています。

また、三次盆地一帯は、霧の発生が顕著であり、その現象は「霧の海」として広く知られています。

3 地質及び土壌

本計画区の地質は、全体的に流紋岩が多く50.9%を占めており、次いで花崗岩が三次市北部、庄原市比和町に多く分布しています。

土壌は、生産力に富む適潤性褐色森林土壌が、計画区南部を除いた広い範囲に分布しており、計画区内の69.0%を占めています。次いで、乾性褐色森林土壌が三次市中南部を中心に分布しています。

第3 社会経済的条件

1 人口

本計画区の人口は、平成27年の国勢調査によると12万103人で、県全体の4.2%になります。

平成27年からの過去5年間の人口推移をみると、県全域の人口が0.6%減少

しているのに対し、本計画区は6.4%減少しています。

市別でみると、三次市5.3%、庄原市8.1%、安芸高田市6.3%減少しています。

2 産業

(1) 就業者数

本計画区就業者数は、平成27年の国勢調査によると5万9,009人で、県全体の4.4%になります。

そのうち第一次産業の就業者数は、8,819人で、計画区内就業者数に占める割合は15.0%と県全体3.1%を大幅に上回っています。

計画区内の林業就業者数は369人で、第一次産業就業者の4.2%であるが、県下全域の林業就業者数の30.9%を占め、林業地域における林業生産活動を支えています。

(2) 生産額

本計画区生産額(純生産)は、約3,986億円で、県全体の3.3%になります。

そのうち第一次産業の生産額は約224億円で、計画区内総生産額に対する割合は5.6%になります。

林業生産額は約13億円で、計画区内における総生産額の0.3%になります。

3 交通

主要な道路網としては、東西に中国縦貫自動車道が、南北に中国横断自動車道尾道松江線が整備されているほか、国道54号、182号、183号、184号、314号、375号、432号及び433号並びに主要地方道27路線があり、各地域を結んでいます。

また、鉄道路網は、JR芸備線、福塩線、及び木次線が延びており、山陰と山陽を結ぶ公共交通機関として重要な役割を担っています。

4 土地利用

本計画区総面積25万6,238haのうち、森林は20万6,112haで80.4%を占めており、県平均の72.0%を上回っています。

農地については、1万2,743ha、5.0%と、県平均4.0%を上回っています。

第4 森林・林業の概況

本計画区域内の計画区域内森林面積は、20万5,881haになります。そのうち計画対象森林である私有林面積は19万2,165haで、その割合は93.3%になります。

私有林の樹種別面積割合は、スギ8.7%、ヒノキ25.1%、マツ23.5%、広葉樹40.3%となっており、全県に比べてヒノキの割合が高く、マツの割合が低くなっています。

私有林の人工林面積は7万1,644ha、人工林率は37.3%で、全県の31.0%を上回

っており、また、約9割が間伐や主伐により木材の利用が可能なⅦ齢級以上となっています。このことから、本計画区は、江の川水系の重要な水源地域であるとともに本県の木材生産の拠点のひとつとなっているが、一方で、計画的な主伐・再造林が行われていないことによる齢級構成の偏りが課題となっています。

一方、本計画区の北部山間地域は、人工林資源だけでなく、比婆道後帝釈国定公園や神之瀬峡県立自然公園に代表される豊かな自然を有する地域があり、保健休養・レクリエーションの場としても期待されています。

マツ林や広葉樹林などの里山林については、大部分は自然に遷移していく森林ではあるものの、一部に集落周辺の景観悪化や鳥獣被害、風倒木や松くい虫被害等が存在しています。松くい虫被害は減少傾向にあり、ナラ枯れ被害は気象条件により変動しているものの、引き続き、松くい虫被害対策やナラ枯れの激害化防止対策を講じなければ、マツ林等の維持が困難となっています。

計画区域内森林面積

単位 面積：ha, 割合：%

区分	計画区 合計	割合	国有林	割合	民有林	割合	県全体 民有林	割合
森林総面積	205,881	100.0	13,716	100.0	192,165	100.0	562,966	100.0
人工林	81,624	39.6	9,980	72.8	71,644	37.3	174,535	31.0
天然林	119,699	58.2	3,416	24.9	116,283	60.5	375,770	66.7
その他	4,558	2.2	320	2.3	4,238	2.2	12,661	2.3

民有林樹種面積

単位 面積：ha, 割合：%

区分	合計	スギ	ヒノキ	マツ	広葉樹	その他
計画区	192,165	16,766	48,271	45,124	77,503	4,501
構成比	100.0	8.7	25.1	23.5	40.3	2.4
県全体	562,966	48,150	97,786	194,749	208,992	13,289
構成比	100.0	8.5	17.4	34.6	37.1	2.4

第5 計画樹立に当たっての基本的考え方

Iの広島県の基本方針や前項の計画区の概況を踏まえ、本計画区の森林の整備及び保全に関する目標や計画期間内に到達すべき計画数量、市町村森林整備計画の規範となる基本的事項や指針等について定めます。

Ⅲ 計画事項

第 1 計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする民有林の面積は、次表のとおりです。

なお、地域森林計画の対象とする民有林は、次の事項の対象となります。

- ① 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）
- ② 森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定による森林の土地の所有者となった旨の届出
- ③ 森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出等（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）

市町別面積

区 分	面積 (ha)	備考
総数	192,165	
三次市	(三次)	16,156
	(君田)	5,833
	(布野)	7,087
	(作木)	7,624
	(吉舎)	6,527
	(三良坂)	2,732
	(三和)	5,142
	(甲奴)	4,892
	小計	55,993
庄原市	(庄原)	16,997
	(総領)	5,339
	(西城)	19,484
	(東城)	25,035
	(口和)	8,926
	(高野)	11,123
	(比和)	11,038
	小計	97,942

区 分		面積 (ha)	備考
安芸高田市	(吉田)	5,895	
	(八千代)	3,834	
	(美土里)	8,592	
	(高宮)	8,741	
	(甲田)	5,107	
	(向原)	6,061	
	小計	38,230	

- 注1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の
民有林とする。
- 2 森林計画図は、農林水産局林業課，西部農林水産事務所及び北部農林水産事務所
において縦覧に供する。

第2 計画量等

1 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画における前半5年分(H27～R元)の実行見込の概要及び評価については、次のとおりです。

(1) 伐採立木材積

主伐は、723,000 m³の計画に対し633,000 m³と、実行歩合は88%となった。
間伐は、1,080,000 m³の計画に対し438,000 m³と、実行歩合は41%となった。
全体としては、1,803,000 m³の計画に対し1,071,000 m³と、実行歩合は59%となり、計画を下回る結果となった。

(2) 間伐面積

間伐面積は、森林整備事業等を推進し、15,429haの計画に対し14,328haと、実行歩合は93%となった。

(3) 人工造林及び天然更新別面積

人工造林は、再投資への意欲の低下等により、2,045haの計画に対し594haと実行歩合は29%にとどまった。

天然更新は、人工造林の実行歩合が影響し、2,180haの計画に対し3,052haと、実行歩合は140%となった。

全体としては、4,225haの計画に対し3,646haと、実行歩合は86%となった。

(4) 林道の開設及び拡張

開設は、14,732mの計画に対し8,661mと実行歩合は59%、拡張は18箇所での計画に対し4箇所での実施と実行歩合は22%にとどまり、公共事業の予算の災害被災地への重点配分等により、計画を下回る結果となった。

(5) 保安林の整備及び治山事業

ア 保安林の整備

指定は、着実な事務の推進により、67,000haの計画に対し66,997haで、実行歩合はほぼ100%となり、計画のとおりとなったが、解除は同意取得等が困難なものが多く、6.25haの計画に対し0haと、計画は未実行となった。

イ 治山事業

治山事業は、危険箇所を計画的に整備し、38地区の計画に対し27地区と実行歩合は71%で、計画を下回る結果となった。

2 今期計画

今期計画における計画量については、次のとおりです。

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千 m^3

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	4,079	3,185	894	1,928	1,034	894	2,151	2,151	-
うち 前半 5年分	1,970	1,523	447	957	510	447	1,013	1,013	-

(2) 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	20,218
うち前半5年分	9,520

(3) 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	総数	人工造林	天然更新
総 数	10,584	5,532	5,052
うち前半5年分	5,276	2,750	2,526

(4) 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長及び箇所数：m, 利用区域面積：ha

森林計画区	開設/拡張	種類	位置(市町村)	路線名	区分	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
江の川上流	開設	自動車道	総数	22 路線		50,952	5,587			
			三次市	9 路線		25,500	3,455			
			(三次市)	1 路線		1,500	100			
				山家	林業専用道	1,500	100	○		
			(旧君田村)	5 路線		16,500	1,816			
				伊久利		3,300	365			国連絡
				比和新庄		3,000	784	○		
				横谷高暮		3,000	217	○		国連絡
				マナショ山	林業専用道	3,200	330	○		
				宮東	林業専用道	4,000	120			
			(旧作木村)	1 路線		2,000	110			
				熊見		2,000	110			
			(旧吉舎町)	1 路線		2,300	61			
				天狗岩		2,300	61			
			(旧布野村)	1 路線		3,200	1,368			
				比和新庄		3,200	1,368	○		
			庄原市	4 路線		13,100	1,351			
			(旧東城町)	2 路線		6,100	720			
				河内高野		2,500	520	○		
				芝山		3,600	200	○		
			(旧高野町)	1 路線		2,500	262			
				横谷高暮		2,500	262	○		
			(旧比和町)	1 路線		4,500	369			
				界谷小峠その2		4,500	369	○		
			安芸高田市	9 路線		12,352	781			
			(旧吉田町)	1 路線		2,180	174			
				入江戸島		2,180	174			
			(旧美土里町)	1 路線		2,000	60			
				小谷亀谷	林業専用道	2,000	60			
			(旧高宮町)	3 路線		3,472	302			
				天王山		972	43	○		
				梶矢2号		1,000	93	○		
				下北竹之内		1,500	166	○		
			(旧甲田町)	2 路線		2,500	103			
				篠原		1,200	31	○		
				井才田高地		1,300	72	○		
			(旧向原町)	2 路線		2,200	142			
				魚切		1,100	60	○		
				奥谷		1,100	82	○		

単位 延長及び箇所数：m，利用区域面積：ha

森林計画区	開設/拡張	種類	位置(市村)	路線名	区分	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
江の川上流	拡張 (舗装) (局部・法面保全) (法面) (舗装) (幅員・舗装) (法面) (幅員・舗装) (幅員・舗装) (舗装) (幅員・舗装) (局部・法面・舗装) (法面保全) " (法面保全・舗装) (拡張) (幅員・舗装) " " " " " " (幅員・拡張・舗装)	自動車道	総数	26 路線		60,571	5,694			
			三次市	10 路線		20,707	3,788			
			(旧三次市)	1 路線		2,000	181			
				岩屋寺線		2,000	181			
			(旧君田町)	3 路線		8,030	1,222			
				黒口		3,500	150			
				比和新庄		20	870	○		
				東山		4,510	202	○		
			(旧三良坂町)	1 路線		3,000	96			
				細谷		3,000	96			
			(旧作木町)	3 路線		3,550	2,028			
				比和新庄		100	1,723	○		
				熊見		2,000	110	○		
				高丸		1,450	195			
			(旧吉舎町)	2 路線		4,127	261			
				黒鞆		2,627	216			
				鹿谷		1,500	45			
			庄原市	5 路線		8,801	534			
			(旧東城町)	1 路線		2,550	154			
				白滝山		2,550	154	○		
			(旧高野町)	2 路線		4,510	309			
				猿政		3,510	78	○		
				大鬼山		1,000	231	○		
			(旧総領町)	2 路線		1,741	71			
				上野山		950	32	○		
				木屋		791	39	○		
			安芸高田市	11 路線		31,063	1,372			
			(旧吉田町)	3 路線		7,938	489			
				岩室		3,800	188	○		
				肘屋谷		2,148	127	○		
				入江戸島		1,990	174			
			(旧美土里町)	1 路線		5,400	151			
	比和新庄		5,400	151	○					
(旧高宮町)	4 路線		11,500	385						
	丸原2号		2,000	53	○					
	段上丸		3,000	73	○					
	梶矢2号		3,000	93	○					
	下北竹之内		3,500	166	○					
(旧向原町)	3 路線		6,225	347						
	尾神迫		3,340	109	○					
	大谷		2,038	202	○					
	入江戸島		847	36						

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

保安林の種類	面積 (ha)		備考
		うち前半5年分	
総数 (実面積)	68,595	67,796	
水源涵 (かん) 養のための保安林	61,531	60,794	
災害防備のための保安林	6,019	5,956	
保健, 風致の保存等のための保安林	1,693	1,693	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために、水源涵 (かん) 養のための保安林等の内訳の合計が総数に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

指定/解除	種類	森林の所在		面積 (ha)		指定又は解除を必要とする理由	備考	
		市町	区域		うち前半5年分			
指定	水源涵 (かん) 養	安芸高田市	吉田		14.00		流域保全上重要な地域	
			美土里		17.00	5.00		
			高宮		12.00			
			甲田		8.00			
			向原		16.00			
		三次市	三次市	和知町	30.00			
			君田		60.00			
			布野	横谷	10.35	7.50		
			作木	大山 伊賀和志	42.00			
			吉舎		10.00			
			三良坂		4.00			
			三和		10.00			
			甲奴		59.00	34.00		
		庄原市	庄原		120.50	48.00		
			総領	下領家	60.00	48.00		
				五箇	8.00	8.00		
			西城	八鳥	21.00	21.00		
				油木	74.00	74.00		
			東城		84.00	39.50		
			口和		106.00	22.00		
高野			57.00					
比和	三河内	24.50						
小計			847.35	307.00				

指定/解除	種類	森林の所在			面積 (ha)		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町	区域		うち前半5年分			
指定 (続き)	土砂流出防備	安芸高田市	吉田				1.00	1.00
			高宮		1.00	1.00	〃	
		三次市	三次		5.50	5.50	〃	
			布野		2.00	2.00	〃	
		庄原市	庄原		0.10	0.10	〃	
			総領		2.00	2.00	〃	
			西城		6.00	6.00	〃	
			東城		1.20	1.20	山腹工 溪間工	
			口和		3.00	3.00	溪間工	
			比和		2.00	2.00	〃	
	小計				23.80	23.80		
	土砂崩壊防備	三次市	三次		0.40	0.40	災害の防備等のため	山腹工
			作木		0.15	0.15		〃
		小計				0.55	0.55	
合計					871.70	331.35		
解除	水源涵(かん)養	三次市	三次	山家町	0.35	0.35	指定理由の消滅	
				日下町	2.15	2.15		
				志和地町	0.06	0.06		
			君田	檀田	1.07	1.05		
			作木	光守	0.00			
				香淀	6.14			
		吉舎	檜	0.50	0.50			
			庄原市	庄原	川西	0.01		0.01
		西城	熊野	1.98	1.98			
	小計				12.26	6.10		
	土砂流出防備	三次市	吉舎	吉舎	0.15	0.15	指定理由の消滅	
			三良坂	田利	0.03			
		小計				0.18	0.15	
	なだれ防止	三次市	布野	上布野	1.50		指定理由の消滅	
小計				1.50				
合計					13.94	6.25		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の変更面積 (ha)	皆伐面積の変更面積 (ha)	択伐率の変更面積 (ha)	間伐率の変更面積 (ha)	植栽の変更面積 (ha)
水源涵(かん)養のための保安林	0	0	19,274	53,694	19,373
災害防備のための保安林	0	0	1,777	4,868	1,791
保健, 風致の保存等のための保安林	0	0	591	1,615	591

イ 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
 指定する必要がある箇所から、順次指定するものとする。

ウ 実施すべき治山事業の数量

森林の所在		治山事業施行地区数			主な工種	備考
市町	区域		うち前半5年分			
安芸高田市	吉田	054	1	1	溪間工	
		114	2	2	〃	
	高宮	103	1	1	〃	
	小計	3 箇所	4 地区	4 地区		
三次市	三次	240	2	2	溪間工	
	布野	046	2	2	〃	
	小計	2 箇所	4 地区	4 地区		
庄原市	総領	006	1	1	溪間工	
		029	1	1	〃	
	西城	004	1	1	〃	
		005	1	1	〃	
		218	1	1	〃	
		220	1	1	〃	
	東城	398	1	1	山腹工	
	口和	018	1	1	溪間工	
		047	2	2	〃	
	比和	074	1	1	〃	
		075	1	1	〃	
小計	11 箇所	12 地区	12 地区			
その他の林班数		77 箇所	79 地区	20 地区		
合計		93 箇所	99 地区	40 地区		

(6) 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施
 業の方法及び時期

該当なし。

第3 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標

全ての森林は、森林の有する多面的機能の発揮を通じて県民生活の維持・向上に寄与しており、各々の森林について、期待される機能が十分に発揮されるよう整備及び保全する必要があります。

また、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、適正な森林整備や森林の保全により健全な森林資源の維持造成を推進することが求められています。

このため、森林の機能とその機能を発揮する上での望ましい姿について、次のとおり定めます。

森林の機能とその機能を発揮する上での望ましい姿

森林の機能	森林の望ましい姿
①水源涵(かん)養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
②山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
③快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
④保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供する森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
⑤文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
⑥生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
⑦木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

2 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、「広島県の森林づくり 50 年構想」において示す「将来のめざす姿」に誘導することとし、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能に応じた森林の整備及び保全の基本方針を次のとおり定めます。

森林の機能と機能に応じた森林の整備及び保全の基本方針

森林の機能	森林の整備及び保全の基本方針
① 水源涵（かん）養機能	<p>良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。</p> <p>また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>さらに、ダム等の利水施設上流部等において、水源涵（かん）養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
② 山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。</p> <p>また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>さらに、集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することとする。</p>
③ 快適環境形成機能	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
④ 保健・レクリエーション機能	<p>県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ、広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
⑤ 文化機能	<p>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>

森林の機能	森林の整備及び保全の基本方針
⑥ 生物多様性 保全機能	<p>原生的な森林生態系，希少な生物が生育・生息する森林，陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については，生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> <p>また，野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
⑦ 木材等生産 機能	<p>木材等の林産物を持続的，安定的かつ効率的に供給する観点から，森林の健全性を確保し，木材需要に応じた樹種，径級の林木を生育させるための適切な造林，保育及び間伐等を推進することとする。この場合，施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。</p> <p>また，将来にわたり人工林として維持する森林では，主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。</p>

3 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

森林の有する公益的機能に応じ、機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法については、前項1「森林の整備及び保全の目標」及び2「森林の整備及び保全の基本方針」を踏まえ、保安林などの法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件及び社会的条件、「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け51林野計第532号林野庁長官通知）に基づく森林の機能の評価区分、森林の有する機能に対する地域の要請及び既往の森林施業体系等を勘案して、定める必要があります。

ア 区域の設定の基準

市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林の区域を定めるに当たっての基準は、次のとおりです。

なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように、区域を定めるものとします。

森林の区域	基準
① 水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 『水源涵（かん）養機能維持増進森林』	次のいずれかに該当する森林とする。 a 保安林に指定されている森林(水源かん養保安林, 干害防備保安林等) b 森林の属性, 位置が次のいずれかに該当する森林 (a) 上水道水源の集水域にある森林 (b) 水源涵（かん）養機能の評価区分が高い森林 c その他水源涵（かん）養機能の維持増進を図る必要がある森林
② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 『山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林』	次のいずれかに該当する森林とする。 a 保安林に指定されている森林(土砂流出防備保安林, 土砂崩壊防備保安林, なだれ防止保安林, 落石防止保安林) b 砂防指定地, 急傾斜崩壊危険区域, 地すべり防止区域に指定されている森林 c 森林の属性, 位置が次のいずれかに該当する森林 (a) 下流域に保全対象がある森林 (b) 山地災害防止機能の評価区分が高い森林 d その他山地災害防止／土壌保全機能の維持増進を図る必要がある森林

森林の区域	基準
③ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 『快適環境形成機能維持増進森林』	次のいずれかに該当する森林とする。 a 保安林に指定されている森林(飛砂防備保安林, 防風保安林, 防霧保安林, 潮害防備保安林等) b 森林の属性, 位置が次のいずれかに該当する森林 (a) 集落や農地の周縁部にある森林 (b) 生活環境保全機能の評価区分が高い森林 c その他快適環境形成機能の維持増進を図る必要がある森林
④ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 『保健文化機能維持増進森林』	次のいずれかに該当する森林とする。 a 保安林に指定されている森林(保健保安林, 風致保安林) b 自然公園, 自然環境保全地区等の森林 c 森林の属性, 位置が次のいずれかに該当する森林 (a) 森林公園, 史跡等の周辺にある森林 (b) 希少動植物の生息地周辺にある森林 (c) 保健文化機能の評価区分が高い森林 d その他保健文化機能の維持増進を図る必要がある森林

イ 施業の方法に関する指針

市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林の森林施業の方法を定めるに当たっての基準は、次のとおりです。

なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように、施業方法を定めるものとします。

また、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受忍し得る範囲で定めるものとします。

森林の区域	指針
① 水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 『水源涵(かん)養機能維持増進森林』	伐期の間隔の拡大を図るとともに、皆伐によるものについては、伐採面積の規模を縮小するものとする。

森林の区域	指針
<p>② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>『山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林』 『快適環境形成機能維持増進森林』 『保健文化機能維持増進森林』</p>	<p>a 特にこれらの公益的機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行うものとする。</p> <p>b a以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行うものとする。</p> <p>c 適正な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を行うことも可能とするものとする。この場合において、皆伐によるものについては、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。</p> <p>d 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林については、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。</p>

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

森林の区域	基準
<p>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>『木材生産機能維持増進森林』</p>	<p>次のいずれかに該当する森林とする。</p> <p>なお、区域内において(1)の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように、区域を定めるものとする。</p> <p>a 林木の生育が良好な森林</p> <p>b 林道等の開設（予定）、地形等から効率的な木材生産が期待できる森林</p> <p>c 木材等生産機能の評価区分が高い森林</p> <p>d その他木材等生産機能の維持増進を図る必要がある森林</p>

イ 森林施業の方法に関する指針

生産目標に応じた伐採の方法等についての指針は、次表のとおりです。

なお、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化を通じた効率的な森林整備を推進します。

人工林の生産目標ごとの主伐の時期

樹種	地位級	標準的な施業体系			主伐時期の 目安(林齢)
		生産目標	仕立方法	期待径級(cm)	
スギ	I 等地	一般建築材	中仕立	31 (22)	50 (35)
		造作材	中仕立	40	50
	II 等地	一般建築材	中仕立	25 (22)	50 (50)
		造作材	中仕立	40	70
ヒノキ	I 等地	一般建築材	中仕立	26 (22)	55 (40)
		造作材	中仕立	34	80
	II 等地	一般建築材	中仕立	21 (19)	55
アカマツ	II 等地	一般材	中仕立	26	40
		一般建築材	中仕立	34	70

注 期待径級，主伐時期の目安の裸書は一般建築材（合板・集成材を含む）を生産目標にする場合であり，括弧書は柱材を生産目標にする場合とする。

(3) その他必要な事項

特になし。

4 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

区 分		現況	計画期末
面積 (ha)	育成単層林	70,170	68,516
	育成複層林	5,752	7,962
	天然生林	112,005	111,449
森林蓄積 (m ³ /ha)		197	203

注1 「育成単層林」とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林のこと。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

2 「育成複層林」とは、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林のこと。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

3 「天然生林」とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林のこと。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。

5 その他必要な事項

本計画区では、松くい虫被害対策及び里山林の保全と活用の面からも、広島スーパーマツに加え、広葉樹等への樹種転換による多様な森林づくりが必要となっています。

なお、里山林等の整備については、森林ボランティアやNPOなどの協力を得ながら推進していくことも必要です。

第4 森林の整備に関する事項

立木の伐採（主伐）、造林、間伐及び保育の標準的な方法に関する指針については、次のとおりとし、その標準的な方法は立木の伐採（主伐）、造林、間伐及び保育を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めるものとします。

1 立木竹の伐採（間伐以外）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針は、次表のとおりです。

立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

区 分	標準的な方法
皆伐	<p>皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け、適確な更新を図るものとする。</p>
択伐	<p>択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下の伐採）とするものとする。</p> <p>また、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとする。</p>
留意事項	<p>① 森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系、樹種の特長、木材の需要構造、森林の構成等を勘案するものとする。</p> <p>② 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残に努めるものとする。</p> <p>③ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅の保残帯を確保するものとする。</p> <p>④ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮するものとする。</p> <p>⑤ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止及び風致の維持のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置するものとする。</p>

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢に関する指針は、次表のとおりです。

なお、標準伐期齢は、地域における立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

立木の標準伐期齢に関する指針

スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹 (主として萌芽 によるものを除 く)	主として萌芽に よって生立する 樹種	主として植栽又 は下種によつて 生立する広葉樹
35年	40年	30年	40年	20年	45年

(3) その他必要な事項

立木の伐採（主伐）については、1（1）によるほか、以下のとおり取り扱うものとします。

ア 伐採の区域について

伐採を行う際には、対象区域で行う森林施業内容を見据え、傾斜や気象条件といった自然条件等の影響を踏まえながら計画するとともに、公共施設や人家などからの距離、法令の指定状況等社会的状況を十分勘案し、効率的かつ安全に施業が行えるよう計画するものとします。

イ 伐採作業について

伐採に起因する山地災害等を防止するため、「伐採作業と造林作業の連携等による伐採と再生林のガイドライン（令和元年8月5日広島県林業課）」や次の点に留意して伐採を行うものとします。

(ア) 伐採に伴い、路網・土場の開設する場合は、使用目的・期間に応じ林地保全に配慮した計画とするものとします。特に道路などの公共施設や人家などの保全対象が下にある場合は、「広島県作業道作設指針（平成23年4月広島県林業課）」を基準に最大限の注意を払うものとします。

(イ) 伐採、搬出に当たっては地形・地質等を考慮するだけでなく、伐採後の植栽作業や森林の早期回復を意識して、山地崩壊や表土の流出が起きないように留意するものとします。

(ウ) 伐採後の更新を促進させるため、天然更新の場合は下層植生の保護に努め、人工造林の場合は地拵えの手間を省けるよう枝条残材の整理に努めるものとします。

また、枝条残材を現場に残す場合は、林地崩壊を誘発することがないように、分散処理や杭止めなど適正な処理を行うものとします。

ウ 伐採の周知について

市町村森林整備計画で定める一定規模以上の面積の伐採に当たっては、地域住民などの安全を確保し不安を招かないよう、必要に応じて作業内容を周知するものとします。

2 造林

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進します。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種に関する指針は、次表のとおりです。

なお、次表の樹種を主体とするものの、適地適木として市町の区域内の森林の自然条件及び木材の利用状況を勘案して、幅広い樹種の中から定めるものとします。

人工造林の対象樹種の指針

針 葉 樹	広 葉 樹
スギ、ヒノキ、アカマツ（広島スーパーマツを含む）	ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、シデ類等

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法に関する指針は、次表のとおりです。

なお、地形等の自然条件を勘案して、伐採と造林の一貫作業システムの導入や、コンテナ苗の活用に努め、施業の効率化や低コスト化を図るとともに、花粉症対策に資する苗木の植栽や針広混交林への誘導等に努めるものとします。

人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数の指針

樹 種	仕立て方法	植栽本数
スギ	中仕立	2,000～3,000 本/ha
ヒノキ	中仕立	2,000～3,000 本/ha
クヌギ	中仕立	3,000～4,000 本/ha
アカマツ	中仕立	3,000～5,000 本/ha

注 広島スーパーマツは、アカマツに準ずる。

その他人工造林の方法の指針

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が、植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意すること。

区 分	標 準 的 な 方 法
植付けの方法	自然条件及び既往の植付け方法を勘案して、苗木の種類に応じた適切な植付け方法を選定すること。
植栽の時期	裸苗については、春に苗木が成長を始める前か、秋の成長休止期直前に行うこと。 コンテナ苗等については、通年植付けが可能であるが、盛夏及び厳寒時期の植付けには配慮すること。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地及びそれ以外の伐採跡地について、人工造林をすべき期間は次のとおりです。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められるものです。

伐採跡地の人工造林をすべき期間

区 分		期 間
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地	皆伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。
	択伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林以外の伐採跡地		「主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後までに的確な更新がなされない場合」は、その後2年以内に造林を行うものとする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によりの的確な更新が図られる森林において行うものとしします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種に関する指針は、次表のとおりです。

天然更新の対象樹種に関する指針

区 分	針葉樹	広葉樹
天然更新の対象樹種	アカマツ	ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、シデ類等
ぼう芽による更新が可能な樹種		ナラ類、カシ類等

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の標準的な方法に関する指針は、次のとおりです。

(7) 天然更新の対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数に関する指針

樹種	期待成立本数	天然更新すべき本数
アカマツ, ナラ類, カシ類, カエデ類, サクラ類, シデ類等	6,000 本/ha	期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数 (ただし, 樹高が 30cm 以上かつ草丈以上のものに限る。) とするものとする。

(4) 天然更新補助作業の標準的な方法に関する指針

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において, かき起こし, 枝条整理等の作業を行うこと。
刈出し	ササなどの下層植生により, 天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこと。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し, 天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽すること。
芽かき	ぼう芽発生後 2～3 年以降に 2～3 回, 秋から冬にかけて, 切株の下から出た優勢ぼう芽を残して他を除去すること。

(ウ) 伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法の指針

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法の指針は、広島県天然更新完了基準とします。

なお、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとします。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後 5 年以内とします。

なお、更新すべき期間内において、伐採のために設置した森林作業道や作業ヤード等で地表面がかき乱された林地が土砂の崩壊等を引き起こすおそれがある場合には、排水施設や土留の設置及び地表面侵食防止のための緑化を行うとともに、必要に応じて原形復旧のための筋工等の緑化施設の設置などの措置を講じるものとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

次のような天然更新が期待できない森林については、植栽による更新の確保を図ることとします。

ア 種子を供給する母樹が存在しない森林

イ 天然稚樹の育成が期待できない森林

ウ 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないものうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

エ 周辺の伐採跡地の天然更新の状況や、森林の早期回復に対する社会的要請により必要と思われる森林

(4) その他必要な事項

特になし。

3 間伐及び保育

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法については、巻末の(附)参考資料7「林分密度管理図」に基づき、下表のとおり上層木の平均樹高と間伐実施前の成立本数(ヘクタール当たり立木密度)により定めますが、これにより難しい場合は、標準伐期齢未満の森林は10年に1回、標準伐期齢以上の森林は15年に1回を標準として間伐を実施するものとします。

また、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとします。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

<スギ・ヒノキ 3,000本/ha植栽>

樹種	仕立本数等	間伐の時期				間伐率(%)	間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目		
		I~II等地	I~II等地	I~II等地	I等地		
スギ	I等地 800本/ha II等地 1,100本/ha	樹高11m	樹高15m	樹高19m	樹高22m	23~27	林分密度管理図を参考に収量比数Ryがおおむね0.8を超えない管理とする。
	[参考] 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	15	21	29	39		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	2,600本	2,000本	1,500本	1,100本		
ヒノキ	I等地 800本/ha II等地 1,200本/ha	樹高12m	樹高14m	樹高16m	樹高18m	16~33	林分密度管理図を参考に収量比数Ryがおおむね0.8を超えない管理とする。
	[参考] 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	19	24	30	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	2,500本	2,100本	1,600本	1,200本		

注 生産目標は一般建築材(合板・集成材を含む)とするが、柱材を生産目標にする場合は、3回目以降の間伐を省略する。なお、林齢の目安は、I等地とII等地の中間値とした。

<スギ・ヒノキ 2,000本/ha植栽>

樹種	仕立本数等	間伐の時期		間伐率(%)	間伐の方法
		初回	2回目		
		I~II等地	I等地		
スギ	I等地 800本/ha II等地 1,100本/ha	樹高17m	樹高21m	27~31	林分密度管理図を参考に収量比数Ryがおおむね0.8を超えない管理とする。
	[参考] 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	25	35		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,600本	1,100本		
ヒノキ	I等地 800本/ha II等地 1,100本/ha	樹高15m	樹高18m	27~31	林分密度管理図を参考に収量比数Ryがおおむね0.8を超えない管理とする。
	[参考] 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	27	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,600本	1,100本		

注 生産目標は一般建築材(合板・集成材を含む)とするが、柱材を生産目標にする場合は、間伐を省略する。なお、林齢の目安は、I等地とII等地の中間値とした。

<アカマツ>

樹種	地位級	生産目標	間伐の時期 (林齢)			間伐率 (%)	間伐の方法
			初回	2回目	3回目		
アカマツ	Ⅱ等地	一般材	17	27		32~38	初回間伐の場合は、形質不良木を主体に2回目以降は、残存木の配置が均等になるよう選木する。
		一般建築材	17	27	45	18~38	

注 広島スーパーマツは、アカマツに準ずる。

長伐期施業を実施する場合の間伐の回数に関する指針

生産目標を造作材（末口径 30cm 以上の大径材生産）とする場合は、「長伐期施業暫定指針・追補（平成 19 年 3 月改訂）」に基づき、次表のとおり実施するものとします。

樹種	地位指数	間伐率
スギ	18	15年生から55年生まで10年毎に3割、以降20年ごとに2割
	16	20年生から50年生まで10年毎に3割、以降20年ごとに2割
ヒノキ	16	15年生から55年生まで10年毎に3割、以降20年ごとに2割
	14	15年生から75年生まで15年毎に3割、以降25年ごとに2割

注 「地位指数」とは、40年生時の樹高のこと。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法に関する指針は、次表のとおりとします。

保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類	樹種	地位級	植栽本数 (本/ha)	実施時期 (林齢)					備考
				初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
下刈	スギ	I~II	2,000~3,000	1	2	3	4	5	
	ヒノキ	I~II	2,000~3,000	1	2	3	4	5	
	アカマツ	I~II	3,000~5,000	1	2	3	4	5	
除伐	スギ	I~II	3,000	10~11					
			2,000	16~21					
	ヒノキ	I~II	3,000	11~14					
			2,000	15~20					
	アカマツ	II	3,000~5,000	10					

注1 地位級の I, II は I 等地, II 等地を表す。

2 広島スーパーマツはアカマツに準ずる。

(3) その他必要な事項

特になし。

《参考》「コウヨウザン」

① 人工造林の標準的な方法に関する指針

仕立て方法	植栽本数
疎 仕 立	1,500 本/ha

② 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

仕立本数		間伐の時期		間伐の方法	
		初回	間伐率	選木の方法	
910 本/ha		樹高 16m	30%	形質不良木を主体に，残存木の配置が均等になるように選木するものとする。	
〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	地位指数 26	17			
	地位指数 24	18			
	地位指数 22	20			
	地位指数 20	22			
	地位指数 18	25			
地位指数 16	30				
間伐実施前の成立本数		1,300 本/ha			

③ 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類	地位指数	実施時期（林齢）					備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
下刈	26～16	1	2	3	4	5	

4 林道等の開設や林産物の搬出

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の開設及び改良については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものを実施するものとします。

なお、林道（林業専用道を含む。）の開設量については、Ⅱの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、路網の骨格としての機能や森林施業の効率的な実施を確保する観点から、第6の4「林道の開設又は拡張に関する計画」のとおり計画するものとします。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を行うものとします。

さらに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり人工林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を行うものとします。

基幹路網の現状

区 分	路線数	延長 (km)
基 幹 路 網	506	658
うち林業専用道	3	5

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための作業システム別の路網密度の水準は、次表を目安とするものとします。

また、作業システムは、「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」の適切な配置に加え、高性能林業機械の導入による作業時間の短縮や人件費の削減を図るものとし、傾斜や路網密度を勘案して、フォワーダ等を使用する車両系とタワーヤーダ等を使用する架線系を施業地に応じて適用するものとします。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	100 以上	35 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	75 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	60 以上	15 以上
	架線系作業システム	15 以上	
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

注1 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムのこと。フォワーダ等を活用する。

2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムのこと。タワーヤダ等を活用し、主に林業専用道を使用する。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、スギ・ヒノキの人工林などが面的なまとまりを持ち、作業システムにより効率的な森林施業が可能な区域とします。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網の整備に当たっては、「林道規程」（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、「広島県林業専用道作設指針」（平成23年8月31日制定）、「広島県森林作業道作設指針」（平成23年4月1日制定）、「広島県森林作業道実施基準」（平成28年11月7日最終改正）に即して開設するものとします。

林道及び林業専用道については、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を行うものとします。

森林作業道については、継続的な使用に供するため、丈夫で簡易な規格・構造とし、作設に当たっては、土工量の縮減を通じた作設費用の抑制を図る等の観点から、作業システムに対応する必要最小限の規格で計画するものとし、おおよそ

の傾斜区分別の規格・構造の考え方は次のとおりです。

傾斜区分	規格・構造の考え方
① 傾斜 25° 以下	比較的傾斜が緩やかであるため、切土、盛土の移動土量を抑え、土構造を基本として作設するものとする。
② 傾斜 25° ～ 35°	中～急傾斜地であるため、切土、盛土による移動土量がやや大きくなることから、必要に応じて、丸太組等の構造物を計画するものとする。
③ 傾斜 35° 以上	急傾斜であるため、原則、作設しないこととし、計画路線の見直しや架線集材を検討するものとするが、やむを得ず作設する場合には、事前に県や市町の林務担当課と協議するものとする。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし。

(6) その他必要な事項

特になし。

5 森林施業の合理化等

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大

利益の確保が見込める林業経営に適した事業地において、航空レーザ測量のデータを活用し、森林資源、地形の傾斜、既設路網等を解析することで、林業経営適地として特定し、効率的な木材生産が可能となる規模にまで林業経営適地を集積・集約化する取組を推進します。

これらの取組と併せ、新たに開始する「森林経営管理制度」の活用を通じ、森林の経営や管理が適切に行われていない森林についても、適切な経営や管理の確保を図るため、市町が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐシステムの構築を図ることで、経営規模の拡大を後押しします。

イ 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等

市町及び森林組合など地域の関係者による地域協議会を通じ、林業経営適地における集積・集約化に向けた取組など、関係者の合意形成を図るとともに、地域単位で森林所有者への働きかけを行うことで、森林所有者間の合意形成に向けた取組を進めます。

また、森林整備及び保全を推進するため、森林経営計画による施業の集約化促進のほか、境界の明確化や施業実施協定の締結による施業の共同実施などを通じ、森林管理の適正化を図ります。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業体の基盤強化

林業事業体は、安定的な事業地の確保が困難となっていることや、収支の改善が不十分であることから、生産規模の拡大が進んでいません。

このため、高い収益性と生産性を実現することで森林所有者の所得向上につながりうる能力を有するとともに、主伐・再造林や間伐等の実施などにより持続的な林業経営を行うことが可能な林業経営体の育成を図る必要があります。

このため、効率的な木材生産が可能となる集積・集約化された事業地を確保し、その区域を林業経営体が計画的な林業経営を行うことで、効率的かつ安定的な木材生産体制を構築するとともに、植栽・保育・間伐・主伐の各段階での効率化を図ることにより、林業経営体や森林所有者の利益を確保し、林業経営に対する意欲を高める取組を推進することで、経営基盤の強化を図ります。

イ 林業従事者の確保

林業従事者については、多くの産業が人手不足である中、林業は比較的給与

水準が低く、転職世代の30代の雇用が少ないことなどにより、減少・高齢化が進行しています。一方で、近年、中山間地域に定住し、林業経営への参入や就業に興味を示す者が増えつつあるなど明るい兆しもみられるところです。

このため、県や広島県林業労働力確保支援センター、林業事業体などが連携し林業に従事し得る魅力のある林業就業環境に向けた改善に取り組むとともに、新規就業者の確保対策に取り組みます。

また、就業者の段階的かつ体系的な教育訓練を行うことで、現場技能者の確保・育成を図るとともに、通年雇用や社会保険への加入促進等、他産業並みの労働条件への改善、林業事業体の安全管理体制の強化による労働安全衛生の向上など、就業条件の改善等を進め、林業従事者の定着率の向上を図ります。

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業経営体が効率的かつ安定的に木材生産体制を構築するとともに、植栽・保育・間伐・主伐における各段階での効率化を図るため、生産性の向上や、労働負荷の軽減を図る上で重要となる林業機械の導入を促進します。

併せて、伐採・搬出等の生産工程におけるボトルネックを分析し、PDCAサイクルを実践する「工程管理システム」の普及による生産性の向上を図るとともに、現場の課題に的確に対応できる技術者の育成に向け、技術研修等を実施します。

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材流通・加工の合理化

大規模製材工場への直送量が増加した結果、流通コストの縮減は進んだものの、トラック輸送や積替コストの縮減が進んでいません。

また、量がまとまっていないことや荒仕分（未検収）で出荷していることから、価格交渉力が弱く、有利な価格での販売ができていません。

このため、需要者ニーズを把握し、各林業経営体からの木材生産量を取りまとめることにより、年間を通じた安定的な出荷量を確保して有利な販売を目指すとともに、林業経営体の共同出荷等への取組を支援し、流通コストの縮減を図ります。

また、梱包用材工場や木質バイオマス発電所など大径材・低質材の新たな需要が創出されたことから、これらの工場等の原木の安定調達を支援します。

イ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

県内で稼働中の大型製材工場の需要に対応するため、林業・木材関係者の意見交換を通じ、出材の合意形成を行うとともに、民有林と国有林が一体となつて、木材の生産・流通の合理化を図ります。

(5) その他必要な事項

山村における定住や都市と山村の交流の促進を図るため、林業及び木材産業での就業機会の創出や生活環境の整備、森林空間の総合的な利用の推進を推進するとともに地域資源保全活用プランに基づく多様な主体による森林保全活動を県内各地へ拡大させ、地域住民等による自主的・継続的な森林保全活動の推進を図ります。

第5 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更に当たり、水資源の涵（かん）養、土砂の流出及び崩壊の防止上、特に林地の保全に留意すべき森林は、次に掲げる保安林及び保安施設地区の森林とします。

- ① 水源かん養保安林 ② 土砂流出防備保安林 ③ 土砂崩壊防備保安林
- ④ なだれ防止保安林 ⑤ 落石防止保安林 ⑥ 保健保安林
- ⑦ 風致保安林 ⑧ 保安施設地区の森林

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の所在		面積 (ha)	留意すべき事項	備考
市町	区域			
総数		63,562	林地の適正な管理並びに適切な施業の実施により林地の保全を図るほか、土地の形質の変更に当たっては、特に林地の保全に支障を及ぼさないよう十分留意するものとする。	
三次市		19,360		
庄原市		33,538		
安芸高田市		10,664		

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、林地開発許可制度の適正な運用を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林、居住環境の保全・形成に重要な役割を果たす森林の他用途への転用は極力避けるものとしします。

土石の切取、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質の変更の目的、内容を総合的に勘案して実施地区の選定を適切に行うとともに、法面の緑化、土留工等の防災施設、調整池等の設置及び環境の保全等のための森林の適切な配置を講じるものとしします。

なお、土砂の搬出、搬入、埋立等については、広島県土砂の適正処理に関する条例（平成16年広島県条例第1号）を遵守するものとしします。

(4) その他必要な事項

特になし。

2 保安施設

(1) 保安林の整備に関する方針

流域における森林に関する自然条件，社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ，水源の涵（かん）養，災害の防備の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について，水源かん養保安林，土砂流出防備保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに，必要に応じて指定施業要件を見直し，その保全を確保します。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安林の指定目的のうち，水源の涵（かん）養又は災害の防備の目的を達成するために森林の造成事業，森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う場合には，保安施設地区の指定を行うことができるものとし，指定期間満了の時に森林であるものについては，既に保安林であるものを除き保安林に転換し管理します。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については，安心・安全の確保を図る観点から，豪雨，地震等の多様な自然現象による山地災害に対して強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため，近年，頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生が高まっていることや山腹崩壊に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ，緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地を対象として，治山施設による整備と機能低下した保安林の整備等を流域の特性に応じて計画的に実施します。

治山事業の実施にあたっては，本県の山地災害の特色を反映した対策を講じるため，平成31年3月に策定した「平成30年7月豪雨災害を踏まえた治山対策方針」に基づき，ハード対策及びソフト対策による治山対策に取り組みます。

ハード対策については，災害後の調査で，溪流内堆積物や周辺の侵食された斜面の内部に存在する転石が流下したことにより，下流への被害が助長された箇所が多く見られたことから，新たな治山ダムの計画にあたっては，転石の衝撃力に耐えうる天端厚の設定や鉄筋の挿入による補強などの巨石を含む転石対策に取り組むとともに，一部の治山ダムで土石流による損壊が見られたことから，再度災害の恐れが高く，土石流による甚大な被害が懸念される箇所については，土石流流体力を考慮した土石流対応型の治山ダムを整備します。

また，流木対策として，流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備，流木化する可能性の高い流路部の立木の伐採などに取り組みます。

ソフト対策については，地形図による判読ではわからない地形からの崩壊発生が見られたことから，レーザ解析手法等を用い，従来の地形図では判読できなかった微地形や山地災害の危険地区を高い精度で把握し，事業計画の策定や事業の

優先度決定に活用するとともに、山地災害の危険性や避難行動などについて、県民及び地域住民等へ周知します。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件の全てを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図ります。

特に、造林，保育，伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ります。

ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即した機能を確保するため早急に施業を実施する必要があると認められる森林

イ 気候，地形，土壌等の自然条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即した機能を確保し得ると認められる森林

ウ 法令上の制限，林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められる森林

(5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、地域住民，地方公共団体の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林の台帳の調整等及び標識の設置等を適正に行います。

3 鳥獣害の防止

市町村森林整備計画において、鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法を定めるに当たっての方針は、次のとおりです。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通データ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定します。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進します。

その際、地域の鳥獣被害実態を把握するために、被害状況調査等を実施し、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図ります。

(2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めます。

4 森林病虫害の駆除と予防・その他の森林の保護等

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

本計画区の中南部では、松くい虫による被害が多く、被害跡地対策の充実及び防除対策の重点化を図るとともに、被害の状況等に応じ、天然力の活用を主体とした広葉樹等への樹種転換を図ります。

また、ナラ枯れ被害については、被害状況を把握し、関係機関での情報の共有を図り、被害先端地等における適切な防除の推進により、被害の速度を低減するとともに、より効果的な防除手法を検討します。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、その防止に向け、森林被害の発生状況の把握に努めるとともに、関係行政機関、森林所有者及び関係団体等が協力して計画的に行う防除活動等を推進します。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、火災の発生が多い時期においては、山火事防止の普及啓発などに努めます。

なお、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に留意事項を定めることとします。

(4) その他必要な事項

本計画区は、概して低温で積雪も多く、凍害や雪害が起こりやすいため、自然災害の発生状況の把握に努めるとともに、被害の救済を図るため、森林保険の加入を促進します。

第6 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画において森林の保健機能の増進に関する事項を定める場合には、次の事項を指針とします。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定します。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵（かん）養及び国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、多様な施業を積極的に実施します。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行います。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行います。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定めます。

(3) その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意します。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び県土の保全に適切な配慮を行います。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	備考
水源かん養保安林	計		59,792.79	別表「森林の施業方法」のとおり	
	安芸高田市	(吉田)	756.71		
		(八千代)	1,186.03		
		(美土里)	2,250.09		
		(高宮)	2,655.92		
		(甲田)	763.80		
		(向原)	1,468.01		
	三次市	(三次)	1,867.70		
		(君田)	4,094.63		
		(布野)	3,994.71		
		(作木)	4,832.80		
		(吉舎)	1,135.86		
		(三良坂)	473.74		
		(三和)	747.47		
		(甲奴)	751.31		
	庄原市	(庄原)	2,527.24		
		(西城)	9,702.37		
		(東城)	6,272.52		
		(口和)	2,250.30		
		(高野)	5,234.68		
		(比和)	5,098.26		
(総領)		1,728.64			
土砂流出防備保安林	計		5,255.32	別表「森林の施業方法」のとおり	
	安芸高田市	(吉田)	590.81		
		(八千代)	287.39		
		(美土里)	7.01		
		(高宮)	257.14		
		(甲田)	85.67		
		(向原)	407.01		
	三次市	(三次)	457.01		
		(君田)	91.90		
		(布野)	220.64		
		(作木)	74.03		
		(吉舎)	216.95		
		(三良坂)	49.59		
		(三和)	372.58		
		(甲奴)	251.50		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	備考
保安林 (土砂流出防備 続き)	庄原市	(庄原)	485.11	別表「森林の施業方法」の とおり	
		(西城)	261.97		
		(東城)	483.14		
		(口和)	145.95		
		(高野)	170.27		
		(比和)	315.31		
		(総領)	24.34		
土砂崩壊防備保安林	計		121.48	別表「森林の施業方法」の とおり	
	安芸高田市	(吉田)	5.21		
		(八千代)	2.39		
		(美土里)	2.68		
		(高宮)	3.60		
	三次市	(三次)	1.64		
		(作木)	2.12		
		(吉舎)	10.92		
		(三良坂)	0.22		
		(三和)	1.04		
	庄原市	(甲奴)	2.47		
		(庄原)	15.85		
		(西城)	47.53		
		(東城)	14.43		
なだれ防止保安林	計		86.83	別表「森林の施業方法」の とおり	
	安芸高田市	(高宮)	1.34		
	三次市	(君田)	22.34		
		(布野)	5.67		
	庄原市	(作木)	34.67		
		(西城)	13.80		
		(口和)	6.07		
庄原市	(比和)	2.94			
	計		43.66	別表「森林の施業方法」の とおり	
	庄原市	(庄原)	2.09		
(西城)		21.98			
(東城)		19.59			
保健保安林	計		1,550.98	別表「森林の施業方法」の とおり	
	安芸高田市	(吉田)	12.88		
		(八千代)	86.58		
		(美土里)	4.89		
(高宮)		1.21			

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	備考	
保健保安林 (続き)	三次市	(作木)	32.15	別表「森林の施業方法」の とおり		
		(三和)	6.97			
	庄原市	(庄原)	135.12			
		(西城)	958.83			
		(東城)	114.52			
		(比和)	197.83			
保安林	計		158.15	別表「森林の施業方法」の とおり		
	安芸高田市	(吉田)	48.02			
	庄原市	(東城)	110.13			
砂防法	砂防指定地	計		474.15	広島県砂防指定地管理条例 の定めによる。	
		安芸高田市	(吉田)	0.54		
			(八千代)	1.36		
			(高宮)	111.39		
		三次市	(三次)	12.01		
			(君田)	9.89		
			(布野)	22.29		
			(作木)	27.43		
			(吉舎)	17.56		
			(三和)	12.71		
			(甲奴)	7.33		
		庄原市	(庄原)	77.23		
			(西城)	27.22		
			(東城)	13.82		
			(口和)	19.98		
			(高野)	105.81		
			(比和)	5.66		
			(総領)	1.92		
国定公園	第1種特別	計		380.88	自然公園法の定めによる。	
		庄原市	(西城)	109.40		
			(東城)	221.44		
			(比和)	50.04		
	第2種特別	計		2,956.13		
		庄原市	(西城)	1,301.19		
			(東城)	1,239.59		
	(比和)		415.35			
	第3種特別	計		605.31		
		庄原市	(西城)	445.67		
(東城)			159.64			

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	備考
県立自然公園	特別第1種	計		7.78	広島県立自然公園条例の定めによる。
		三次市	(君田)	7.78	
	特別第2種	計		75.32	
		三次市	(君田)	54.17	
		庄原市	(高野)	21.15	
	特別第3種	計		1,147.63	
三次市		(君田)	545.64		
	庄原市	(高野)	601.99		
鳥獣管理法	保護特別地区	計		596.10	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の定めによる。
		庄原市	(西城)	474.71	
			(東城)	121.39	
計画法	都市風致地区	計		60.42	風致地区内における建築等の規制に関する条例の定めによる。
		庄原市	(庄原)	60.42	
文化財保護法及び県文化財保護条例	史跡及び県史跡指定地域	計		294.15	文化財保護法及び広島県文化財保護条例の定めによる。
		安芸高田市	(吉田)	23.48	
			(甲田)	3.74	
		三次市	(三次)	21.82	
			(吉舎)	0.29	
		庄原市	(庄原)	6.35	
			(西城)	229.11	
			(東城)	0.06	
	(総領)		9.30		
	名勝及び県名勝指定地域	計		151.47	文化財保護法及び広島県文化財保護条例の定めによる。
		三次市	(作木)	6.16	
		庄原市	(東城)	145.31	
	天然記念物及び県天然記念物指定地域	計		9.34	文化財保護法及び広島県文化財保護条例の定めによる。
		安芸高田市	(高宮)	0.24	
			(甲田)	0.73	
		三次市	(三次)	1.46	
			(作木)	0.09	
庄原市		(庄原)	0.13		
		(西城)	0.01		
	(東城)	0.13			
	(比和)	6.55			
県自然環境保全条例	計		278.65	広島県自然環境保全条例の定めによる。	
	安芸高田市	(八千代)	23.61		
		(高宮)	15.72		
	三次市	(作木)	22.87		
		(甲奴)	34.32		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	備考
県自然環境保全条例 （続き）	特別地区 （県自然環境保全地域 の続き）	庄原市	(西城)	26.32	広島県自然環境保全条例の 定めによる。
			(東城)	9.45	
			(口和)	50.56	
			(高野)	8.33	
			(比和)	87.47	
	野生動物環境 保護地区	計		38.32	
		安芸高田市	(八千代)	3.31	
		三次市	(布野)	3.64	
			(作木)	2.11	
		庄原市	(西城)	15.26	
(東城)	14.00				
県自然環境保全条例	普通地区 （県自然環境保全地域 の続き）	計		127.59	広島県自然環境保全条例の 定めによる。
		安芸高田市	(八千代)	22.57	
			(高宮)	35.55	
		三次市	(三次)	10.14	
			(作木)	30.80	
	庄原市	(口和)	28.53		
	緑地環境保全地域	計		258.87	
		安芸高田市	(吉田)	88.77	
			(向原)	1.35	
		三次市	(三次)	146.64	
		庄原市	(西城)	8.80	
			(東城)	13.31	
		急傾斜地法	計		
安芸高田市			(吉田)	1.33	
	(甲田)		0.93		
三次市	(三次)		0.48		
	(布野)		0.18		
	(作木)		3.27		
庄原市	(西城)		2.31		
	(口和)		8.66		
	(総領)		1.29		
地すべり等 防止法	計		101.42	地すべり等防止法の定め による。	
	三次市	(君田)	7.25		
	庄原市	(庄原)	16.48		
		(東城)	52.48		
		(高野)	25.21		

2 その他必要な事項

特になし。

森林の施業方法

種類	施業方法	
	伐採方法	その他
水源かん養保安林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 特に定めない。 ただし、林況が粗悪な森林、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で伐採方法を制限しなければ土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐とし、その程度が特に著しいと認められるもの にあっては禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 樹種別に定める標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める。）以上とする。</p> <p>(3) 皆伐する場合の制限 伐採年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間）ごとに皆伐することのできる1か所当たりの面積は20ヘクタール以下の範囲内で定めた伐採の限度以下とする。</p> <p>(4) 択伐する場合の制限 ア 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えた時の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を、当該年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合とする。 ただし、その算出された率が30パーセントを超えるときは30パーセント（適確な更新が認められる森林（植栽義務が定められている森林等）については40パーセント）とする。 イ 指定後最初に行う場合の択伐率は、アにかかわらず30パーセント（適確な更新が認められる森林（植栽義務が定められている森林等）については40パーセント）に当該森林の立木材積、その他立木の構成状態に応じて定める係数を乗じた割合とする。</p> <p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 樹冠疎密度が80パーセント以上の箇所とする。</p> <p>(2) 間伐のできる立木の材積 当該林分の伐採時の立木材積の35パーセントを超えず、かつ、伐採後5年を経過して樹冠疎密度が80パーセント以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。</p>	<p>1 更新 成林が早急にしかも確実に期待される場合は、天然更新によることができるが、成林の見込みが困難な箇所及び樹種、林相の改良を目的とした伐採跡地については人工更新による。</p> <p>2 その他 落葉・下草・土石の採取は原則として禁止する。 ただし、造林又は保育のためにする地拵、下刈、除伐、つる切り又は枝打ちなどの森林施業はこの限りでない。</p>
土砂流出防備保安林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 特に定めない。 ただし、皆伐することができるのは、地盤が比較的安定した森林とし、その他の森林にあっては択伐とするが、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 （水源かん養保安林と同じ）</p>	<p>1 更新 原則として現在樹種の天然更新によるが、成林の見込みが困難な箇所については人工更新による。</p> <p>2 その他 （水源かん養保安林と同じ）</p>

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
土砂流出防備保安林 （続き）	<p>(3) 皆伐する場合の制限 伐採年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間）ごとに皆伐することができる1か所当たりの面積は10ヘクタール以下の範囲内で定めた伐採の限度以下とする。</p> <p>(4) 択伐する場合の制限 （水源かん養保安林と同じ）</p> <p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 （水源かん養保安林と同じ）</p> <p>(2) 間伐のできる立木の材積 （水源かん養保安林と同じ）</p>	
土砂崩壊防備保安林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 択伐とする。 ただし、保安施設事業の施行地で地盤の安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 （水源かん養保安林と同じ）</p> <p>(3) 択伐する場合の制限 （水源かん養保安林と同じ）</p> <p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 （水源かん養保安林と同じ）</p> <p>(2) 間伐のできる立木の材積 （水源かん養保安林と同じ）</p>	<p>1 更新 原則として現在樹種の天然更新による。</p> <p>2 その他 落葉・下草・土石の採取は原則として禁止する。</p>
防風保安林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 特に定めない。 ただし、林帯の幅がおおむね20メートル未満の狭小な森林その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地の成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては択伐とし、その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、10メートル未満のもの）にあつては禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 （水源かん養保安林と同じ）</p> <p>(3) 択伐する場合の制限 （水源かん養保安林と同じ）</p> <p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 （水源かん養保安林と同じ）</p> <p>(2) 間伐のできる立木の材積 （水源かん養保安林と同じ）</p>	<p>1 更新 原則として人工更新による。</p> <p>2 その他 （水源かん養保安林と同じ）</p>
なだれ防止保安林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 禁伐とする。 ただし、緩傾斜地の森林、その他なだれによる被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては択伐することができる。</p>	<p>1 更新 原則として現在樹種の天然更新による。</p> <p>2 その他 （水源かん養保安林と同じ）</p>

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
なだれ防止保安林 続き	<p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(3) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(2) 間伐のできる立木の材積 (水源かん養保安林と同じ)</p>	
落石防止保安林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 禁伐とする。 ただし、緩傾斜の森林、その他落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては択伐とすることができる。</p>	<p>1 更新 (土砂崩壊防備保安林と同じ)</p> <p>2 その他 (土砂崩壊防備保安林と同じ)</p>
林 防火保安	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 禁伐とする。</p>	
保健保安林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 択伐とする。 ただし、伐採すれば、その伐採跡地における成林が著しく困難となるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。地域の景観を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(3) 皆伐する場合の制限 (土砂流出防備保安林と同じ)</p> <p>(4) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(2) 間伐のできる立木の材積 (水源かん養保安林と同じ)</p>	<p>1 更新 (土砂流出防備保安林と同じ)</p> <p>2 その他 (水源かん養保安林と同じ)</p>
風致保安林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 択伐とする。 ただし、風致の保存のため、特に必要があると認められる森林にあつては禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(3) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ)</p>	<p>1 更新 (なだれ防止保安林と同じ)</p> <p>2 その他 (水源かん養保安林と同じ)</p>

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
き 風 致 保 安 林 続	<p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(2) 間伐することのできる立木の材積 (水源かん養保安林と同じ)</p>	
林 保 安 施 設 地 区 の 森	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 原則として禁伐とする。 ただし、立木を伐採しても指定の目的に支障のない場合は、当該指定目的相当の指定施業要件に準じ択伐又は伐採種を定めないものとする。</p>	
砂 防 指 定 地 の 森 林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 択伐とする。 ただし、砂防設備の保全に悪影響があると認められる地域及び砂防工事により施工した山腹植栽地での伐採は原則として禁止する。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(3) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(2) 間伐することのできる立木の材積 (水源かん養保安林と同じ)</p>	<p>1 更新 原則として人工更新による。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 土石類の採取は、原則として禁止する。</p> <p>(2) 地曳、土しゅらによる伐採木竹の搬出は、原則として禁止する。</p>
国 立 公 園 第 一 種 特 別 地 域 の 森 林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 禁伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 標準伐期齢に10年を加えた年齢以上とする。</p> <p>(3) 択伐率 択伐率は、伐採時における当該林分の立木材積の10パーセント以内とする。</p>	<p>1 その他</p> <p>(1) 鉱物の掘採又は土石の採取は、露天掘を原則として禁止する。露天掘以外の方法によるものでも抗口を第一種特別地域に設けるものは、原則として禁止する。</p> <p>(2) 土地の開墾、その他土地の形状変更をきたす行為は原則として禁止する。</p>
森 林 国 立 公 園 第 一 種 特 別 地 域 の	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 択伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができるが、公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として、単木択伐法によるものとする。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p>	<p>1 その他</p> <p>(1) 鉱物の掘採又は土石の採取は第一種特別地域の取扱いに準ずる。</p> <p>(2) 土地の開墾、その他土地の形状変更をきたす行為は、風致景観上支障のない場合を除き原則として禁止する。</p>

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
国立公園第一種特別地域の森林 （続き）	<p>(3) 皆伐する場合の制限</p> <p>ア 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。 ただし、疎密度3より多く保存木を残す場合又は、車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>イ 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。</p> <p>(4) 択伐率 択伐率は、用材林においては、当該林分の立木材積の30パーセント以内とし、薪炭林にあつては60パーセント以内とする。</p>	<p>(主たる景観から望見できない場所で、かつ、軽微な形状変更を除く。)</p>
別地域の森林 国立公園第三種特別	<p>全般的に風致の維持を考慮して、施業を行うこととし、特に施業方法は定めない。 ただし、風致維持に著しい支障のある場合はこの限りではない。</p>	<p>1 その他 植生の復元が困難な地域等を除く地域において、現地形を大幅に改変するおそれがないものは許可できる。</p>
国立公園特別保護地区の森林	<p>1 主伐 (1) 伐採種 禁伐とする。</p>	<p>1 その他 (1) 鉞物の掘採及び落葉・落枝・植物・土石の採取は禁止する。 (2) 土地の開墾、その他土地の形状変更をきたす行為は禁止する。 (3) 次に掲げる行為は禁止する。 ア 木竹を植栽すること。 イ 火入れ又はたき火をすること。</p>
特別地域の森林 国立公園第一種	<p>国立公園第一種特別地域の森林に準ずる。</p>	
特別地域の森林 国立公園第一種	<p>国立公園第二種特別地域の森林に準ずる。</p>	
別地域の森林 国立公園第三種特別	<p>全般的な風致の維持を考慮して、施業を行うこととし、特に施業方法は定めない。 ただし、風致維持に著しい支障のある場合はこの限りではない。</p>	<p>1 その他 新規の露天掘は許可しない。 ただし、現地形を大幅に改変するおそれがないものは許可できる。</p>

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
特別地域の森林 国立公園第一種	国立公園第一種特別地域の森林に準ずる。	
特別地域の森林 国立公園第二種	国立公園第二種特別地域の森林に準ずる。	
国立公園第三種特別地域の森林	<p>全般的に風致の維持を考慮して、施業を行うこととし、特に施業方法は定めない。</p> <p>ただし、風致維持に著しい支障のある場合はこの限りではない。</p>	<p>1 その他</p> <p>(1) 鉱物の掘採又は土石の採取は現地形を大幅に改変するおそれがないものを除き、露天掘りを原則として禁止する。露天掘り以外の方法によるものは、国立公園第一種特別地域の取扱に準ずる。</p> <p>(2) 土地の開墾、その他土地の形状変更をきたす行為は、国立公園第一種特別地域の取扱に準ずる。</p>
鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による特別保護地区の森林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 特に定めない。</p> <p>ただし、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては択伐とし、その程度が特に著しいと認められる森林又は保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(3) 皆伐する場合の制限 地域森林計画の計画期間中における当該計画に係る特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。</p>	<p>1 更新 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>2 その他 (水源かん養保安林と同じ)</p>
林業種苗法による特別母樹林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 原則として禁伐とする。</p> <p>ただし、林業種苗法に基づき許可を受けた場合には伐採することができる。</p> <p>(2) 伐採許可の対象等</p> <p>ア 倒木又は枯死木</p> <p>イ 老齢不結実木</p> <p>ウ 病虫害まん延防止の場合</p> <p>エ 立木度の高い森林における劣勢木等</p>	<p>1 その他</p> <p>(1) 樹木の損傷等の行為は禁止する。</p> <p>(2) 土石の採取等、樹木の生育に支障を及ぼす行為は禁止する。</p>

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
よる史跡及び県史跡指定地域の森林 文化財保護法及び県文化財保護条例に	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 原則として禁伐とする。 ただし、やむを得ない場合は、文化財保護法又は広島県文化財保護条例に基づき許可を得て、指定物件の尊厳維持に配慮して、伐採することができる。</p> <p>(2) 伐採木の搬出に際し、地曳等により地形の保全に著しい影響を及ぼさないこと。</p>	<p>1 更新 原則として現在樹種の天然更新によるが、成林の見込みが困難な場合は、人工更新による。</p> <p>2 その他 土石の採取、その他指定地域内の地形の現状変更をきたす行為は禁止する。</p>
る名勝及び県名勝指定地域の森林 文化財保護法及び県文化財保護条例によ	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 原則として禁伐とする。 ただし、やむを得ない場合は、文化財保護法又は広島県文化財保護条例に基づき許可を得て、風致景観を損なわないよう必要最小限度の単木択伐をすることができる。</p> <p>(2) 伐採木の搬出に際し、地曳等により、林地の保全及び貴重な下層植物群落に著しい影響を及ぼさないこと。</p>	<p>1 更新 原則として現在樹種の天然更新によるが、成林の見込みが困難な場合は、人工更新による。</p> <p>2 その他 落葉・下層植物・土石の採取その他、指定地域内の地形の現状変更をきたす行為は禁止する。</p>
然記念物及び県天然記念物指定地域の森林 文化財保護法及び県文化財保護条例による天	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 原則として禁伐とする。 ただし、文化財保護法又は広島県文化財保護条例に基づき許可を得た場合又は非常災害のために必要な応急処置を執る場合には伐採することができる。</p> <p>(2) 伐採木の搬出に際し、地曳等により、林地の保全及び貴重な下層植物群落に著しい影響を及ぼさないこと。</p>	<p>1 その他 落葉・下層植物・土石の採取その他、指定地域内の地形の現状変更をきたす行為は禁止する。</p>
別地区の森林 県自然環境保全条例による自然環境保全地域の特	<p>伐採方法及びその限度は、各自然環境保全地域ごとの実情に応じて、その保全計画に定めることとするが、その基準は次によるものとする。</p> <p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 原則として択伐とする。 ただし、森林の群落構成を変える等、自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には小面積皆伐を行うことができる。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(3) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(4) 皆伐する場合の制限 一伐区の面積は、2ヘクタール以内とし、伐区は努めて分散させる。</p>	<p>1 その他 鉤物の掘採、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形状の変更をきたす行為及び建築物の設置等は原則として禁止する。</p>

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
県自然環境保全条例による自然環境保全地域の普通地区の森林	<p>全般的に自然環境の維持を考慮して、施業を行うこととし、特に施業方法は定めない。</p> <p>ただし、自然環境の維持に著しい支障のある場合はこの限りではない。</p>	<p>1 その他</p> <p>鉱物の掘採、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形状の変更をきたす行為及び建築物の設置等は原則として禁止する。</p>
県自然環境保全条例による緑地環境保全地域の森林	<p>伐採方法及びその限度は、各自然環境保全地域ごとの実情に応じて、その保全計画に定めることとするが、その基準は次によるものとする。</p> <p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種</p> <p>原則として禁伐とする。</p> <p>ただし、森林の群落構成を変える等、自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐を行うことができる。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p>	
急傾斜地崩壊危険区域の森林	<p>1 主伐</p> <p>原則として禁伐とする。</p> <p>ただし、存置することによって崩壊を誘発・助長させると認められる立木竹及び急傾斜崩壊地防止工事の施工上支障となる立木竹の伐採を除く。</p>	<p>1 その他</p> <p>(1) 土砂の採取又は集積は原則として禁止する。</p> <p>(2) 地曳、土しゅらによる伐採木竹の搬出は、原則として禁止する。</p>
地すべり防止区域の森林	<p>1 主伐</p> <p>原則として禁伐とする。</p> <p>ただし、存置することによって崩壊を誘発・助長させると認められる立木竹及び地すべり防止工事の施工上支障となる立木竹の伐採を除く。</p>	<p>1 その他</p> <p>(1) 土砂の採取又は集積は原則として禁止する。</p> <p>(2) 地曳、土しゅらによる伐採木竹の搬出は、原則として禁止する。</p>

注 この表以外の制限行為については、他の法令に定める基準によるものとする。

(附) 参考資料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

区 分	区域面積① (ha)	森林面積 (ha)			森林比率 (%) ②/①×100
		総数②	国有林	民有林	
総 数	256,238	205,881	13,716	192,165	80.3
三次市	77,814	58,713	2,720	55,993	75.5
庄原市	124,649	104,693	6,751	97,942	84.0
安芸高田市	53,775	42,474	4,244	38,230	79.0
県全域	847,961	610,188	47,215	562,973	72.0

注1 区域面積：国土交通省国土地理院「平成30年全国都道府県市区町村別面積調」による。

2 国有林（林野庁所管）：近畿中国森林管理局

3 表中の森林面積は、森林法第5条に定められている森林の面積を示す。

4 四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(2) 地況

ア 気候

観測地	年間 降水量 (mm)	月平均気温			日照時間 (h)	最大 積雪深 (cm)
		最高 (°C)	最低 (°C)	年平均 (°C)		
三次市(三次)	1,547	25.9	1.8	13.7	1,636.7	
庄原市(庄原)	1,695	25.1	1.0	13.0	1,703.8	
庄原市(高野)	2,139	23.1	-0.6	11.0	1,510.3	113
安芸高田市(甲田)	1,703					

注1 国土交通省気象庁「気象データ」による。

2 数値は、平成26年～30年の平均値

イ 地勢

江の川上流森林計画区地勢図



ウ 地質，土壤等

(7) 市町村別地質分布面積（民有林）

単位 面積：ha

区 分	花崗岩	流紋岩	中・古生	第三・ 第四紀	その他	計
総 数	47,635	97,735	13,452	10,048	23,295	192,165
三次市	14,668	30,403	502	3,933	6,487	55,993
庄原市	27,518	36,963	11,538	5,591	16,332	97,942
安芸高田市	5,449	30,369	1,411	524	477	38,230
県全域	231,820	206,642	72,950	13,989	37,565	562,966

注1 表中の民有林面積は，森林法第5条に定められている森林の面積を示す。

2 四捨五入のため，内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(イ) 市町村別森林土壤分布面積（民有林）

単位 面積：ha

区 分	未熟土	乾性 褐色森林土	適潤性 褐色森林土	湿性 褐色森林土	黒色土	計
総 数	2,524	40,419	132,535		16,688	192,165
三次市	1,701	27,325	24,126		2,842	55,993
庄原市	29	1,439	83,071		13,402	97,942
安芸高田市	794	11,655	25,338		444	38,230
県全域	52,219	208,982	280,889	55	20,821	562,966

注1 表中の民有林面積は，森林法第5条に定められている森林の面積を示す。

2 四捨五入のため，内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区分	総数	森林	農地			その他	
			総数	うち田	うち畑	総数	うち宅地
総数	256,238	205,881	12,743	11,598	925	37,614	11,708
三次市	77,814	58,713	4,324	3,935	266	14,777	1,425
庄原市	124,649	104,693	5,350	4,805	474	14,606	1,077
安芸高田市	53,775	42,474	3,069	2,858	185	8,232	9,206
県全域	847,961	610,188	34,107	28,338	3,162	203,666	36,631

- 注1 総面積：国土交通省国土地理院「平成30年全国都道府県市区町村別面積調」による。
 2 農地：農林水産省大臣官房統計部「農林業センサス（2015）」経営耕地の状況による。
 3 宅地：広島県総務局税務課「平成30年度版市町村税の概要」による。
 4 四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業	その他
		総額	農業	林業	漁業			
総数	398,587	22,366	21,028	1,317	22	124,410	252,478	▲ 667
三次市	179,474	6,644	6,237	399	8	50,528	122,601	▲ 299
庄原市	109,348	11,156	10,484	663	10	25,789	72,375	28
安芸高田市	109,765	4,566	4,307	255	4	48,093	57,502	▲ 396
県全域	11,944,686	79,637	60,432	5,838	13,367	4,066,554	7,760,162	38,334

- 注1 広島県統計課「広島県市町民経済計算結果（平成28年度）」による。
 2 その他欄は、輸入品に課される税・関税（控除）総資本形成に係る消費税。
 3 四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	分類不能
		総数	農業	林業	漁業			
総数	59,009	8,819	8,429	369	21	13,583	35,258	1,349
三次市	26,040	3,085	2,947	126	12	5,727	16,409	819
庄原市	18,327	3,709	3,533	174	2	3,660	10,501	457
安芸高田市	14,642	2,025	1,949	69	7	4,196	8,348	73
県全域	1,336,568	41,312	36,678	1,194	3,440	347,007	904,269	43,980

- 注1 総務省統計局「平成27年国勢調査報告」による。
 2 四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

2 森林の現況 (1) 階級別森林資源表
ア 江の川上流森林計画区
(イ) 総数 (その1)

単位 面積: ha, 材積: m³, 成長量: m³, 成長量: m³, 竹束

種別	総数				針葉樹総数				スギ				ヒノキ			
	面積	材積	成長量	総数	面積	材積	成長量	総数	面積	材積	成長量	総数	面積	材積	成長量	総数
総数	192,165.37	37,111,935	354,804.7													
立木地合計	187,926.98	37,111,935	354,804.7													
天然林合計	116,282.73	17,121,404	128,596.5													
人工林合計	71,644.25	19,990,531	226,208.2													
1 天然林	0.62															
人工林	271.16															
2 天然林	38.23															
人工林	283.43															
3 天然林	802.33	734	92.8													
人工林	590.33	5,282	844.5													
4 天然林	425.48	18,904	1,265.6													
人工林	1,400.27	67,613	6,313.4													
5 天然林	1,070.16	122,131	5,088.3													
人工林	2,820.24	315,380	19,747.0													
6 天然林	1,040.87	91,904	3,140.8													
人工林	3,554.62	596,958	24,788.5													
7 天然林	678.66	59,229	1,677.7													
人工林	4,522.80	947,620	27,739.1													
8 天然林	2,385.81	211,006	4,938.2													
人工林	7,298.26	1,833,446	37,388.0													
9 天然林	2,521.18	251,747	4,638.3													
人工林	8,115.43	2,284,352	31,780.4													
10 天然林	3,208.32	358,339	5,347.4													
人工林	9,644.33	2,947,952	26,567.0													
11 天然林	9,134.05	1,197,577	13,799.2													
人工林	10,992.13	3,529,142	23,713.9													
12 天然林	18,289.52	2,653,024	22,943.9													
人工林	10,621.38	3,583,039	15,533.0													
13 天然林	22,101.28	3,351,497	25,891.8													
人工林	6,612.57	2,318,460	8,275.2													
14 天然林	17,890.15	2,771,225	15,606.1													
人工林	1,653.34	543,225	1,559.9													
15 天然林	11,075.15	1,786,888	7,589.2													
人工林	565.57	167,461	354.2													
16 天然林	9,150.55	1,480,399	6,287.5													
人工林	632.58	195,932	368.8													
17 天然林	6,444.11	1,046,607	4,384.7													
人工林	572.28	188,207	346.8													
18 天然林	3,600.32	604,323	2,309.4													
人工林	431.45	137,401	240.4													
19 天然林	2,553.44	442,718	1,523.1													
人工林	417.75	134,225	239.8													
20 天然林	3,872.50	673,152	2,072.5													
人工林	644.33	194,836	398.3													
無立木地	379.98	676,314	231.09													
伐採跡地計																
スギ																
ヒノキ																
マツ																
その他針葉樹																
クヌギ																
クスノキ																
アベマキ																
ク																
リ																
フ																
ナ																
ソ																
ト																
チ																
リ																
ハ																
シ																
ツ																

2 森林の現況 (1) 階級別森林資源表

ア 江の川上流森林計画区

(1) 総数 (その2)

単位 面積：ha, 材積：m³, 成長量：m³, 成長量：m³, 竹束

	マ			ツ			その他			広葉樹			総数		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数															
立木地合計	45,124.16	8,718,486	42,283.5	262.51	63,945	288.6	77,503.15	9,431,101	94,196.0	589.52	32,467	1,191.4			
天然林合計	40,526.61	7,790,928	36,902.5	14.53	2,991	10.6	75,715.33	9,319,202	91,619.7	18.35	2,240	21.5			
人工林合計	4,597.55	927,558	5,381.0	247.98	60,954	288.0	1,787.82	111,899	2,576.3	571.17	30,227	1,169.9			
1 天然林							0.52								
人工林				2.03			19.07			7.65					
2 天然林	1.50						36.73								
人工林	1.00						36.02			3.93					
3 天然林	511.22	565	76.2				291.11	169	16.6						
人工林	7.29						99.43	82	7.7	8.74					
4 天然林	216.37	17,622	1,175.9				209.11	1,282	89.7						
人工林	10.55	397	28.1	1.39	135	8.7	228.15	3,513	253.6	30.66	510	38.0			
5 天然林	904.13	114,411	4,661.4				163.13	7,288	402.0	1.28	45	2.7			
人工林	11.60	1,128	51.5				288.49	11,291	648.6	147.13	5,306	312.8			
6 天然林	349.20	50,326	1,466.1				691.67	41,578	1,674.7	0.53	24	1.0			
人工林	4.44	565	17.8	0.23	38	1.0	196.52	10,594	435.9	156.83	8,435	347.3			
7 天然林	135.30	21,777	462.5				543.19	37,411	1,214.1	1.19	92	2.9			
人工林	6.93	1,226	24.8				180.21	12,461	403.0	158.46	10,991	355.2			
8 天然林	299.60	52,935	795.7				2,086.09	158,047	4,141.9						
人工林	13.62	2,250	35.2				69.48	5,459	143.5	45.70	3,709	96.5			
9 天然林	371.13	64,495	725.7				2,146.11	186,252	3,897.6	0.60	47	1.0			
人工林	75.66	13,727	150.9				24.52	1,874	40.4	4.87	416	8.8			
10 天然林	550.68	97,870	843.0				2,656.73	260,194	4,502.0	0.26	23	0.4			
人工林	338.20	70,797	578.5				18.27	1,562	27.1	4.30	461	7.9			
11 天然林	2,322.15	441,094	3,128.6	1.20	212	1.5	6,808.03	755,357	10,663.1						
人工林	1,672.95	354,243	2,400.9	8.88	2,120	13.8	60.70	5,993	85.2						
12 天然林	6,147.29	1,203,677	6,090.7	0.21	41	0.2	12,139.56	1,448,505	16,849.3	0.60	74	0.9			
人工林	1,404.57	294,200	1,460.6	62.32	15,006	70.9	121.64	12,533	145.1						
13 天然林	7,574.28	1,510,161	6,094.7	1.88	417	1.7	14,523.52	1,840,347	19,793.6	1.95	270	2.7			
人工林	438.45	82,618	334.5	166.55	41,976	158.7	141.44	13,941	166.1	1.70	227	2.4			
14 天然林	5,572.73	1,119,705	3,626.4	8.88	1,829	6.0	12,303.24	1,647,720	11,968.7	2.01	242	2.0			
人工林	201.19	36,375	118.1	6.12	1,583	4.6	131.44	14,765	116.9	0.27	31	0.3			
15 天然林	3,911.32	796,739	1,998.6	0.28	65	0.2	7,163.55	990,084	5,590.4	4.23	604	3.4			
人工林	130.17	22,422	57.8				56.19	6,790	39.4						
16 天然林	3,135.06	641,618	1,612.4	0.15	40	0.1	6,015.09	838,648	4,674.9	0.83	119	0.7			
人工林	95.14	15,656	40.6	0.05	10		31.98	3,160	19.4	0.93	141	0.7			
17 天然林	2,333.63	472,265	1,180.4	1.16	245	0.6	4,107.56	573,455	3,202.7	4.20	632	3.3			
人工林	46.50	7,972	19.7	0.04	11		13.96	1,653	10.2						
18 天然林	1,727.81	345,331	859.9				1,872.51	258,992	1,449.5	0.27	32	0.2			
人工林	44.49	7,842	19.9	0.24	50	0.1	8.80	933	5.8						
19 天然林	1,569.88	305,032	770.0	0.04	9	9	979.44	136,159	751.0						
人工林	46.14	8,014	20.9				4.82	565	3.8						
20 天然林	2,893.33	535,305	1,334.3	0.73	133	0.3	978.44	137,714	737.9	0.30	36	0.3			
人工林	48.66	8,126	21.2				56.69	4,730	24.6						
無立木地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地											
	伐採跡地計	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	アベマキ	クリ	ブナ	サツ					

2 森林の現況 (1) 階級別森林資源表

ア 江の川上流森林計画区
(1) 総数 (その3)

単位 面積：ha, 材積：m³, 成長量：m³, 成長量：m³, 竹束

種別	アバマキ			ク			リ			ブ			その他		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数															
立木地合計	111.55	13,326	96.2	66.56	7,354	87.4	224.81	31,332	163.5	76,510.71	9,346,622	92,657.5			
天然林合計	98.54	11,688	83.5	12.90	1,520	10.1	224.79	31,332	163.5	75,360.75	9,273,422	91,341.1			
人工林合計	13.01	1,638	12.7	53.66	5,834	77.3	0.02			1,149.96	74,200	1,316.4			
1 天然林										0.42					
人工林										11.42					
2 天然林										36.73					
人工林										32.09					
3 天然林										291.11	169	16.6			
人工林										90.67	82	7.7			
4 天然林										209.11	1,282	89.7			
人工林				3.05	94	6.4				194.44	2,909	209.2			
5 天然林										161.85	7,243	399.3			
人工林				0.70	32	1.7				140.66	5,953	334.1			
6 天然林										691.14	41,554	1,673.7			
人工林				0.05	2	0.1				39.64	2,157	88.5			
7 天然林										541.80	37,308	1,210.8			
人工林				2.00	154	4.7				19.75	1,316	43.1			
8 天然林										0.11	7	0.2			
人工林				0.26	20	0.4				23.78	1,750	47.0			
9 天然林										2,145.51	186,205	3,896.6			
人工林										19.39	1,438	31.2			
10 天然林	1.00	101	1.8							2,655.47	260,070	4,499.8			
人工林										13.06	1,027	17.9			
11 天然林	0.30	29	0.4							6,807.70	755,324	10,662.6			
人工林				13.96	1,560	22.5				46.74	4,433	62.7			
12 天然林	3.39	349	3.9							12,135.01	1,448,010	16,843.6			
人工林	0.04	4		17.73	2,128	25.1				103.87	10,401	120.0			
13 天然林	11.42	1,350	15.6							14,509.29	1,838,628	19,774			
人工林	0.46	52	0.6							130.53	12,633	152.2			
14 天然林	7.28	850	7.0							0.06	7	0.1			
人工林	11.25	1,396	11.0							118.43	13,190	104.5			
15 天然林	15.27	1,832	11.6							7,143.00	987,518	5,574.6			
人工林										53.56	6,431	37.7			
16 天然林	20.53	2,425	14.0							5,993.08	836,031	4,659.8			
人工林	0.07	11	0.1							30.79	2,990	18.5			
17 天然林	17.96	2,220	13.1							4,071.46	568,596	3,175.8			
人工林	0.66	94	0.6							11.92	1,410	8.8			
18 天然林	11.58	1,373	9.0							1,858.58	257,334	1,438.8			
人工林	0.53	81	0.4							8.27	852	5.4			
19 天然林	6.52	763	4.7							932.10	130,690	721.7			
人工林										4.35	509	3.4			
20 天然林	3.29	396	2.4							173.71	25,054	111,985			
人工林										56.59	4,719	24.5			
無立木地															
	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地											
	伐採跡地計	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	アベマキ	クリ	ブナ	サツ					

2 森林の現況 (1) 階級別森林資源表

ア 江の川上流森林計画区
(1) 育成複層林 (その1)

単位 面積：ha, 材積：m³, 成長量：m³, 成長量：m³, 竹束

	総数					針葉樹総数					スギ			ヒノキ		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数	5,751.94	945,521	4,377.5													
立木地合計	5,751.94	945,521	4,377.5													
天然林合計	4,163.12	703,427	3,126.0													
人工林合計	1,588.82	242,094	1,251.5													
1 天然林																
人工林																
2 天然林																
人工林																
3 天然林																
人工林																
4 天然林	3.06	156	17.1	3.06	156	17.1							3.06	156	17.1	
人工林	1.16	45	2.6													
天然林	4.75	405	27.4	4.21	387	26.3							3.56	331	23.7	
人工林	3.18	287	10.0	1.91	229	7.5										
天然林	3.52	391	14.4	2.70	353	12.8							0.71	115	5.0	
人工林	0.44	45	1.2	0.24	34	0.8										
天然林	0.78	104	3.6	0.53	90	3.1							0.53	90	3.1	
人工林	5.86	697	12.5	3.70	577	9.2							0.83	166	3.4	
天然林	7.07	772	16.4	2.85	485	8.5							1.07	180	2.9	
人工林	22.52	2,486	37.9	9.49	1,494	17.0										
天然林	21.39	2,293	36.2	1.397	16.6											
人工林	41.60	5,923	58.9	31.10	5,075	43.8										
天然林	23.47	3,303	35.3	14.26	2,633	23.5							0.20	44	0.4	
人工林	278.05	43,046	348.0	223.36	37,796	273.2							10.10	3,762	26.2	
天然林	126.90	20,588	162.4	99.81	18,361	131.0										
人工林	891.90	147,489	828.7	767.47	135,399	690.4							10.91	3,422	13.8	
天然林	265.97	41,918	242.5	202.75	36,373	179.4										
人工林	1,025.87	174,662	821.3	898.88	161,611	659.9							7.47	2,352	8.8	
天然林	341.88	51,933	284.8	239.45	42,926	170.9										
人工林	671.26	117,991	426.1	590.25	108,709	351.6							0.40	132	0.5	
天然林	238.99	36,299	155.3	165.99	29,023	94.2										
人工林	330.75	58,114	161.8	299.18	54,694	139.7										
天然林	159.57	25,251	76.5	130.22	22,436	57.8										
人工林	376.56	64,191	180.3	333.93	59,418	151.3										
天然林	124.82	18,716	58.0	96.58	16,108	41.5							1.18	391	0.9	
人工林	232.78	39,573	108.0	209.50	37,136	92.0							0.57	159	0.5	
天然林	54.29	8,960	28.0	47.80	8,284	20.4										
人工林	108.39	18,798	49.9	100.81	17,893	44.3							0.50	132	0.4	
天然林	53.12	8,864	28.4	45.69	8,122	20.6										
人工林	67.84	12,057	32.2	65.17	11,785	30.3										
天然林	50.98	8,046	24.4	46.73	8,152	21.1							0.04	13	0.05	
人工林	104.96	18,023	46.6	102.58	17,782	45.1										
天然林	108.26	13,495	46.8	51.73	8,783	22.3							0.28	91	0.3	
人工林																
無立木地																
		竹林面積	更新困難地	未立木地												
		伐採跡地計	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	アベマキ	ククリ	ブナ	サツ					

2 森林の現況 (1) 階級別森林資源表

ア 江の川上流森林計画区

(イ) 育成複層林 (その2)

単位 面積：ha, 材積：m³, 成長量：m³, 成長量：m³, 竹束

教	マ			ツ			その他針			広葉樹総教			クヌギ		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総															
立木地合計	4,711.55	830,152	3,263.5												
天然林合計	3,632.59	648,606	2,552.7												
人工林合計	1,078.96	181,546	710.8												
1 天然林															
人工林															
2 天然林															
人工林															
3 天然林															
人工林															
4 天然林															
人工林															
5 天然林															
人工林															
6 天然林															
人工林															
7 天然林															
人工林															
8 天然林															
人工林															
9 天然林															
人工林															
10 天然林															
人工林															
11 天然林															
人工林															
12 天然林															
人工林															
13 天然林															
人工林															
14 天然林															
人工林															
15 天然林															
人工林															
16 天然林															
人工林															
17 天然林															
人工林															
18 天然林															
人工林															
19 天然林															
人工林															
20 天然林															
人工林															
無立木地															
	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地												
	伐採跡地計	スギ	ヒノキ												
					その他針葉樹	クヌギ	アベマキ	ク	リ	ブ	ナ	サ	ツ		

2 森林の現況 (1) 階級別森林資源表
 千葉県
 (1) 総数 (その2)

単位 面積：ha, 材積：m³, 成長量：m³, 成長量：m³, 竹束

林種	マ			ツ			その他針			広葉樹総数			クヌギ		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数															
立木地合計	194,749.38	35,540.866	164,596.6	627.87	149,792	602.2	208,991.82	24,092.854	253,775.7	1,709.73	144,462	2,529.2			
天然林合計	171,123.20	31,284.963	136,148.7	151.94	32,929	93.0	203,748.20	23,771.014	245,649.1	879.50	100,588	884.0			
人工林合計	23,626.18	4,255.903	28,447.9	475.93	116,863	509.2	5,243.62	321,840	8,126.6	830.23	43,874	1,645.2			
1 天然林							4.29			0.11					
人工林				2.03			19.07			7.65					
2 天然林	6.42						69.30			4.18					
人工林	38.20						38.77								
3 天然林	883.42	565	76.2				694.20	395	39.7						
人工林	97.00	43	6.5	0.10			208.51	82	7.7						
4 天然林	584.34	40,254	2,672.6				768.32	5,622	408.7						
人工林	219.32	4,449	383.3	2.60	135	8.7	511.29	7,781	580.7	45.76	301	60.7			
5 天然林	1,258.31	152,816	6,330.2				394.64	15,709	887.3	1.48	50	3.0			
人工林	142.32	9,252	517.2	0.27	15	0.9	841.31	30,473	1,782.7	206.86	7,329	435.5			
6 天然林	982.79	127,120	3,940.0	1.56	255	6.6	1,217.75	68,117	2,772.8	24.22	892	37.7			
人工林	28.38	2,923	102.8	0.29	45	1.2	673.45	32,701	1,368.1	196.92	10,305	426.8			
7 天然林	818.29	107,571	2,488.5				2,080.56	129,051	4,345.6	2.47	165	5.4			
人工林	184.47	18,417	509.3	0.20	37	0.7	736.25	43,576	1,478.4	267.16	17,050	561.6			
8 天然林	1,129.24	165,558	2,685.4	0.05	10	0.1	5,807.98	408,436	10,915.6	0.89	61	1.7			
人工林	553.41	73,860	1,303.4	2.09	307	5.1	606.16	41,871	1,133.0	56.74	4,601	119.5			
9 天然林	2,264.03	349,154	4,151.9				9,435.26	748,527	15,923.3	0.81	64	1.4			
人工林	1,149.44	181,946	2,158.7	5.46	1,208	12.6	170.39	13,198	282.6	6.95	598	12.7			
10 天然林	3,296.45	527,740	4,752.8				12,642.04	1,139,403	20,002.9	3.82	348	6.0			
人工林	2,250.75	371,375	3,309.6	2.15	422	3.4	74.73	6,527	114.9	4.68	504	8.6			
11 天然林	9,820.47	1,779,794	12,612.8	1.87	375	2.6	18,646.10	1,985,947	28,013.0	17.67	1,956	27.6			
人工林	7,141.46	1,388,228	9,527.3	17.72	4,248	27.2	161.48	16,342	231.3	0.60	57	0.8			
12 天然林	23,615.27	4,428,975	23,438.1	3.24	679	3.4	28,675.05	3,320,664	38,379.5	79.25	8,816	102.3			
人工林	7,475.33	1,432,786	7,649.1	150.18	36,797	175.0	297.19	31,534	366.4	0.33	33	0.4			
13 天然林	30,825.91	5,868,533	24,317.9	8.77	2,126	8.3	39,226.01	4,724,617	53,020.6	163.51	18,822	220.3			
人工林	2,849.23	523,250	2,228.4	269.14	67,897	257.7	261.02	26,418	310.4	2.71	336	3.6			
14 天然林	22,838.32	4,390,167	14,512.4	9.78	1,991	6.4	31,181.08	4,003,126	30,093.9	236.58	27,463	221.2			
人工林	789.06	132,447	451.1	21.22	5,285	15.7	253.44	27,371	215.3	1.69	165	1.5			
15 天然林	14,831.45	2,892,992	7,360.6	1.15	279	0.7	19,181.15	2,563,233	14,821.6	185.07	22,437	137.4			
人工林	219.34	36,630	91.6	0.12	25	0.1	161.24	18,945	112.9	7.23	868	5.7			
16 天然林	11,576.98	2,279,116	5,780.8	3.10	601	1.4	13,569.42	1,845,679	10,468.5	101.00	11,593	72.9			
人工林	139.61	22,437	58.1	0.08	16		89.87	10,987	62.8	9.98	1,227	7.8			
17 天然林	9,554.20	1,851,953	4,686.0	4.78	1,004	2.7	8,654.02	1,191,780	6,700.2	36.94	4,499	26.9			
人工林	109.17	17,924	47.7	0.09	20		30.31	3,532	20.8						
18 天然林	8,629.53	1,612,656	4,098.5	3.39	682	1.7	4,873.92	677,890	3,766.0	14.26	1,939	11.2			
人工林	71.38	12,670	32.4	0.36	65	0.1	24.24	2,552	15.4						
19 天然林	8,130.64	1,443,668	3,720.2	4.11	830	1.7	2,290.00	317,261	1,752.5	7.75	1,072	6.2			
人工林	62.01	10,516	27.3				11.20	1,282	7.9						
20 天然林	20,077.04	3,266,331	8,523.5	110.14	24,097	57.4	4,337.11	625,557	3,337.4	3.67	411	2.8			
人工林	106.30	16,750	44.1	1.83	341	0.8	73.70	6,668	35.3						
無立木地	竹林面積 更新困難地 未立木地														
伐採跡地計	その他針葉樹														
	マ			ツ			クヌギ			アベマキ			サツ		

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

単位 面積：ha, 材積：m³, 成長量：m³, 成長量：m³, 竹束

イ 全県 (イ) 総数 (その3)

	アバマキ			ク			リ			ブ			ナ			その他			
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数																			
立木地合計	141.83	16,474	128.0	158.38	19,138	202.8	238.36	32,737	186.0	206,743.52	23,880,043	250,729.7							
天然林合計	127.60	14,709	113.5	78.58	10,549	88.8	231.96	32,386	169.3	202,430.56	23,612,782	244,393.5							
人工林合計	14.23	1,765	14.5	79.80	8,589	114.0	6.40	351	16.7	4,312.96	267,261	6,336.2							
1 天然林																			
人工林																			
2 天然林																			
人工林																			
3 天然林																			
人工林																			
4 天然林																			
人工林																			
5 天然林																			
人工林																			
6 天然林																			
人工林																			
7 天然林																			
人工林																			
8 天然林																			
人工林																			
9 天然林																			
人工林																			
10 天然林																			
人工林																			
11 天然林																			
人工林																			
12 天然林																			
人工林																			
13 天然林																			
人工林																			
14 天然林																			
人工林																			
15 天然林																			
人工林																			
16 天然林																			
人工林																			
17 天然林																			
人工林																			
18 天然林																			
人工林																			
19 天然林																			
人工林																			
20 天然林																			
人工林																			
無立木地																			
	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地															
	伐採跡地計	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	アバマキ	ククリ	ブナ	サツ									

2 森林の現況 (1) 階級別森林資源表

単位 面積：ha, 材積：m³, 成長量：m³, 成長量：m³, 竹束

イ 全県 (その1)
 (1) 育成複層林

	総数				針葉樹総数				スギ				ヒノキ			
	面積	材積	成長量	材積	面積	材積	成長量	材積	面積	材積	成長量	材積	面積	材積	成長量	
総数	12,589.58	2,127,692	10,409.1													
立木地合計	12,589.58	2,127,692	10,409.1	10,999.36	1,967,306	8,773.0	356.3	27.07	75,414	47,795	214.99	356.3	214.99	47,795	451.7	
天然林合計	8,554.38	1,496,172	6,896.8	7,781.85	1,411,758	6,010.5			16.20	5,096	43.4		16.20	5,096	43.4	
人工林合計	4,035.20	631,520	3,512.3	3,217.51	555,548	2,762.5	356.3	227.07	75,414	42,699	198.79	356.3	198.79	42,699	408.3	
1 天然林																
人工林																
2 天然林																
人工林																
3 天然林	0.77			0.77												
人工林																
4 天然林	4.87	198	14.2	4.15	198	14.2										
人工林	3.06	156	17.1	3.06	156	17.1							3.06	156	17.1	
5 天然林	1.16	45	2.6													
人工林	14.96	1,120	82.8	14.39	1,101	81.6		0.12	26	1.1	13.62	1.1	13.62	1,019	77.9	
6 天然林	12.67	980	36.5	3.62	432	14.3										
人工林	22.65	2,438	106.4	21.83	2,400	106.8		5.01	1,070	27.9	14.83	27.9	14.83	1,092	71.1	
7 天然林	1.70	154	4.5	1.18	125	3.5										
人工林	17.71	2,051	73.0	17.28	2,026	72.2							12.57	1,313	56.8	
8 天然林	13.00	1,575	28.2	8.78	1,315	21.1										
人工林	23.96	3,594	64.2	17.43	3,137	51.9		0.33	49	0.8	3.64	0.8	3.64	525	13.8	
9 天然林	70.66	9,595	129.1	47.35	7,567	86.8										
人工林	79.60	9,380	124.7	60.58	8,051	95.8		0.49	118	1.5	3.19	1.5	3.19	585	9.5	
10 天然林	184.02	32,012	289.5	170.99	30,943	270.5										
人工林	85.07	14,852	138.4	70.22	13,741	118.8		8.45	2,301	19.0	21.03	19.0	21.03	4,603	42.4	
11 天然林	761.62	127,187	957.9	696.21	120,851	868.0										
人工林	422.96	76,550	550.0	377.88	72,814	497.2		35.05	12,167	86.5	20.58	86.5	20.58	4,679	31.0	
12 天然林	1,881.62	324,295	1,798.0	1,693.22	303,884	1,561.8										
人工林	1,056.56	176,175	974.8	892.38	160,257	791.2		98.40	35,477	140.4	38.65	140.4	38.65	11,245	51.6	
13 天然林	2,292.27	407,017	1,826.4	2,116.48	388,453	1,598.8										
人工林	777.54	112,236	591.4	609.40	97,186	404.5		38.64	11,718	48.3	27.40	48.3	27.40	6,640	20.8	
14 天然林	1,255.47	224,934	804.9	1,125.81	209,192	683.0										
人工林	526.40	75,171	315.3	370.65	60,411	193.5		9.27	2,462	7.6	6.11	7.6	6.11	1,505	3.3	
15 天然林	637.47	116,447	318.3	591.21	111,122	284.4										
人工林	316.58	47,671	154.2	223.86	37,967	94.2		3.31	1,077	2.4	1.38	2.4	1.38	296	0.3	
16 天然林	522.86	91,379	252.2	473.18	85,566	217.7										
人工林	173.44	25,668	78.7	134.48	21,972	55.7		1.40	439	1.1	1.56	1.1	1.56	339	0.3	
17 天然林	382.14	67,246	186.2	341.96	62,258	156.8										
人工林	140.28	24,243	66.3	125.75	22,888	57.7		9.16	2,975	6.9	7.84	6.9	7.84	2,100	3.3	
18 天然林	195.51	34,609	91.7	186.31	33,472	84.9										
人工林	103.28	18,937	49.0	87.63	17,527	40.2		3.07	874	2.2	13.30	2.2	13.30	3,939	5.5	
19 天然林	124.38	22,349	60.8	117.31	21,429	55.4										
人工林	82.90	13,248	40.4	73.83	14,231	34.3		7.24	2,343	5.1	4.58	5.1	4.58	1,372	1.9	
20 天然林	212.19	36,150	95.8	203.32	34,951	89.3										
人工林	188.25	26,030	83.6	116.86	19,683	49.8		7.13	2,318	5.5	5.45	5.5	5.45	1,291	1.7	
無立木地																
	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地												
	伐採跡地計	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クスギ	アベマキ	ククリ	ブナ	サツ						

2 森林の現況 (1) 階級別森林資源表

単位 面積：ha, 材積：m³, 成長量：m³, 成長量：m³, 竹束

イ 全県 (1) 育成複層林 (その2)

種別	マ			ツ			その他針			広葉樹総数			クヌギ			
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数																
立木地合計	10,549.93	1,842,640	7,960.6	7.37	1,457	4.4	1,590.22	160,386	1,636.1	8.05	1,116	8.2	8.05	1,116	8.2	
天然林合計	7,760.67	1,405,636	5,963.7	4.98	1,026	3.4	772.53	84,414	886.3	8.05	1,116	8.2	8.05	1,116	8.2	
人工林合計	2,789.26	437,004	1,996.9	2.39	431	1.0	817.69	75,972	749.8							
1 天然林																
人工林																
2 天然林																
人工林																
3 天然林	0.77															
人工林																
4 天然林	4.15	198	14.2				0.72									
人工林																
5 天然林	0.65	56	2.6				1.16	45	2.6							
人工林	3.56	427	14.0				0.57	19	1.2							
6 天然林	1.99	238	7.8				9.05	548	22.2	0.53	24	1.0				
人工林	1.18	125	3.5				0.82	38	1.6							
7 天然林	4.71	713	15.4				0.52	29	1.0							
人工林	8.78	1,315	21.1				4.22	260	7.1							
8 天然林	13.46	2,563	37.3				6.53	457	12.3							
人工林	47.35	7,567	86.8				23.31	2,028	42.3							
9 天然林	56.90	7,348	84.8				19.02	1,329	28.9							
人工林	156.29	26,121	228.1				13.03	1,069	19.0	0.26	23	0.4				
10 天然林	40.74	6,837	57.4				14.85	1,111	19.6							
人工林	696.21	120,851	868.0				65.41	6,326	89.9							
11 天然林	322.08	55,949	379.6	0.17	19	0.1	45.08	3,736	52.8							
人工林	1,693.22	303,884	1,561.8				188.40	20,411	236.2	0.08	8	0.1				
12 天然林	755.33	113,535	599.2				164.18	15,918	183.6							
人工林	2,115.04	388,184	1,598.1				175.79	18,564	227.6	1.63	228	2.2				
13 天然林	543.36	78,828	335.4				168.14	15,050	186.9							
人工林	1,120.83	208,166	679.6	4.98	1,026	3.4	129.66	15,742	121.9	0.30	35	0.3				
14 天然林	355.27	56,444	182.6				155.75	14,760	121.8							
人工林	591.21	111,122	284.4				46.26	5,325	33.9	1.50	228	1.2				
15 天然林	219.17	36,594	91.5				92.72	9,704	60.0							
人工林	473.18	85,566	217.7				49.68	5,813	34.5							
16 天然林	131.49	21,188	54.3	0.03	6		38.96	3,696	23.0							
人工林	341.96	62,258	156.8				40.18	4,988	29.4							
17 天然林	108.75	17,813	47.5				14.53	1,355	8.6							
人工林	186.31	33,472	84.9				9.20	1,137	6.8							
18 天然林	70.90	12,649	32.4	0.36	65	0.1	15.65	1,410	8.8							
人工林	117.31	21,429	55.4				7.07	920	5.4	3.75	570	3.0				
19 天然林	62.01	10,516	27.3				9.07	1,017	6.1							
人工林	203.32	34,951	89.3				8.87	1,199	6.5							
20 天然林	102.45	15,733	41.8	1.83	341	0.8	71.39	6,347	33.8							
人工林																
無立木地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地												
	伐採跡地計	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	アベマキ	ク	リ	ブ	ナ	ザ	ツ			

(2) 制限林普通林別森林資源表

(江の川上流森林計画区)

区分	立												木												地											
	総数						人						工						林																	
	総数		針葉樹		広葉樹		総数		針葉樹		広葉樹		総数		針葉樹		広葉樹		総数		針葉樹		広葉樹													
	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積												
総数	192,165.37	187,926.98	110,423.83	77,503.15	1,787.82	70,055.43	68,692.77	1,362.66	1,588.82	1,163.66	425.16	37,111.935	37,111.935	27,080.834	9,431.101	19,990.531	19,878.632	111,899	19,748.437	19,674.561	73,876	242,094	204,071	38,023												
成長量	354,804.7	354,804.7	260,608.7	94,196.0	2,576.3	224,956.7	222,764.8	2,191.9	1,251.5	867.1	384.4	67,962.26	67,283.66	41,071.66	26,212.00	34,111.65	33,539.53	572.12	33,699.50	33,343.22	356.28	412.15	196.31	215.84												
制限林	14,517.620	14,517.620	11,200.011	3,317.609	41,656	9,745,705	9,722,690	23,015	59,242	40,601	18,641	148,662.6	148,662.6	117,409.9	31,252.7	110,183.8	109,455.5	728.3	109,831.7	109,276.1	555.6	352.1	179.4	172.7												
普通林	124,203.11	120,643.32	69,352.17	51,291.15	1,215.70	36,355.93	35,349.55	1,006.38	1,176.67	967.35	209.32	22,594.315	22,594.315	16,480.823	6,113.492	10,185,584	10,115,341	70,243	10,002,732	9,951,871	50,861	182,852	163,470	19,382												
成長量	206,142.1	206,142.1	143,198.8	62,943.3	1,848.0	115,125.0	113,488.7	1,636.3	899.4	687.7	211.7																									

単位 面積：ha 材積：立木はm³、立竹は束

区分	立												木												地											
	天然						人工						天然						人工																	
	総数		針葉樹		広葉樹		総数		針葉樹		広葉樹		総数		針葉樹		広葉樹		総数		針葉樹		広葉樹		総数		針葉樹		広葉樹							
	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積						
総数	116,282.73	40,567.40	75,715.33	114.39	4,163.12	3,637.57	525.55	112,005.22	36,929.83	75,075.39	379.98	17,121.404	7,802,202	9,319,202	13,645	703,427	649,632	53,795	16,404,332	7,152,570	9,251,762	676,314	128,596.5	36,976.8	91,619.7	101.3	3,126.0	2,556.1	569.9	125,369.2	34,420.7	90,948.5				
制限林	33,172.01	7,532.13	25,639.88	9.00	1,034.17	821.15	213.02	32,128.84	6,710.98	25,417.86	44.61	4,712.673	1,436,720	3,275,953	1,078	167,370	144,583	22,787	4,544,225	1,292,137	3,252,088	81,686	38,478.8	7,954.4	30,524.4	9.5	819.5	590.1	229.4	37,649.8	7,364.3	30,285.5				
普通林	83,110.72	33,035.27	50,075.45	105.39	3,128.95	2,816.42	312.53	79,876.38	30,218.85	49,657.53	3,224.42	12,408,731	6,365,482	6,043,249	12,567	536,057	505,049	31,008	11,860,107	5,860,433	5,999,674	594,628	90,117.7	29,022.4	61,095.3	91.8	2,306.5	1,966.0	340.5	87,719.4	27,056.4	60,663.0				
成長量																																				

(3) 市町村別森林資源表

(その1-1)

(江の川上流森林計画区)

単位 面積：ha 材積：立木はm³，立竹は束

区 分	立			人			木			工			地																
	数			数			数			数			数																
	総	針葉樹	広葉樹	総	針葉樹	広葉樹	総	針葉樹	広葉樹	総	針葉樹	広葉樹	総	針葉樹	広葉樹														
総	192,165.37	110,423.83	77,503.15	71,644.25	69,856.43	1,787.82	70,055.43	68,692.77	1,362.66	1,588.82	1,163.66	425.16	37,111.935	27,680.834	9,431.101	19,990.631	19,878.632	111,899	19,674,561	73,876	204,071	38,023							
(三次)	16,156.00	10,121.67	5,397.21	3,446.79	3,365.48	81.31	3,408.43	3,338.84	69.59	38.36	26.64	11.72	2,540.920	1,983.104	557.816	724,953	719,305	3,085	34.40	3,408.43	3,338.84	69.59	38.36	26.64	11.72				
(若田)	5,833.16	5,679.91	2,949.81	2,730.10	2,743.83	34.40	2,743.83	2,709.43	34.40	5,648	4,612	1,036	1,272.280	1,272.280	899,360	860,877	857,945	2,932	860,877	857,945	2,932								
(布野)	7,086.88	6,985.26	4,037.00	2,948.26	3,860.37	3,648.22	3,860.37	3,648.22	212.15	3,847.92	3,647.77	200.15	1,609.405	1,236.075	373,330	1,152,554	1,164,301	1,152,451	11,850	901	103	798							
(作木)	7,624.18	7,465.81	3,387.56	4,078.25	3,145.76	21.58	3,130.19	3,108.61	21.58	3,130.19	3,108.61	21.58	1,557,673	1,001,848	555,825	941,285	937,586	935,871	1,715	3,699	3,699								
(吉舎)	6,527.25	6,396.85	2,963.41	3,433.44	1,648.00	1,629.82	18.18	1,646.50	1,628.32	18.18	1,646.50	18.18	1,000,187	1,000,187	651,665	348,522	384,289	383,635	654	276	276								
(三良坂)	2,731.75	2,694.81	1,380.36	1,314.45	649.02	619.35	29.67	647.22	617.55	29.67	647.22	29.67	419,870	419,870	291,842	128,028	140,039	139,683	722	356	356								
(三和)	5,141.77	5,082.91	4,453.03	629.88	572.81	29.44	595.83	566.66	29.17	595.83	566.66	29.17	875,089	822,673	52,416	88,552	89,501	87,519	1,982	1,060	1,033								
(甲奴)	4,892.19	4,852.22	3,724.07	1,128.15	1,303.75	1,288.18	15.57	1,294.13	1,284.54	9.59	1,294.13	9.59	851,103	851,103	732,341	262,490	262,445	262,036	409	826	454								
小計	55,993.18	54,676.65	33,016.91	21,659.74	17,399.77	442.30	17,314.05	16,901.72	412.33	17,314.05	16,901.72	412.33	10,126.527	10,126.527	7,618,908	2,507,619	4,571,475	4,535,360	23,349	12,766	10,533								
(庄原)	16,996.93	16,688.37	8,395.60	8,292.77	5,175.37	4,711.74	463.63	5,122.12	4,706.49	415.63	53.25	48.00	2,428,873	2,428,873	1,638,582	790,291	997,118	980,415	16,703	4,504	718								
(西城)	19,483.49	19,088.73	11,443.77	7,644.96	11,072.69	92.16	11,037.68	10,945.52	92.16	11,037.68	10,945.52	92.16	4,800,301	4,800,301	3,749,485	1,050,816	3,666,550	3,655,434	7,256	11,116	11,116								
(東城)	25,035.38	24,453.08	13,009.71	11,443.37	11,509.17	79.68	11,500.53	11,422.98	77.55	11,500.53	11,422.98	77.55	25,035.38	25,035.38	18,009.71	15,172,278	3,712,048	3,703,168	6,542	2,338	2,026								
(口和)	8,925.99	8,707.29	4,673.48	4,033.81	4,241.74	150.65	4,241.28	4,090.63	150.65	4,241.28	4,090.63	150.65	8,925.99	8,925.99	8,707.29	8,668,923	8,668,923	8,668,923	190	0.46	0.46								
(高野)	11,123.25	10,489.56	4,422.30	6,067.26	3,845.22	3,799.36	45.86	3,844.48	3,798.93	45.55	0.74	0.31	2,158,811	1,323,760	835,051	1,178,187	1,178,079	2,341	142	108									
(比和)	11,038.20	10,771.78	5,351.52	5,420.26	5,011.51	110.19	5,063.29	5,009.51	53.78	5,063.29	5,009.51	53.78	11,038.20	11,038.20	10,771.78	10,771.78	10,771.78	10,771.78	2.00	58.41	2.00								
(総領)	2,360,928	2,360,928	1,614,387	746,541	1,573,426	7,985	1,568,347	1,565,060	3,287	1,568,347	1,565,060	3,287	5,338.52	5,338.52	5,287.58	3,075.17	2,212.41	2,190.79	24.32	24.32									
小計	1,310,793	1,310,793	1,007,488	303,305	945,233	2,073	945,233	943,160	2,073	945,233	943,160	2,073	97,941.76	97,941.76	95,486.39	43,781.00	42,814.51	42,764.85	859.64	156.51	49.66								
	20,486,025	20,486,025	14,705,216	5,780,809	13,289,195	54,361	13,265,826	13,220,295	45,531	13,265,826	13,220,295	45,531																	

(3) 市町村別森林資源表

(その1-2)

(江の川上流森林計画区)

単位 面積：ha 材積：m³ 立木はm³，立竹は束

区 分	立										木										地									
	総 数					人					工					林					林									
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹						
(吉田)	5,894.55	4,990.59	867.92	1,412.63	1,347.89	64.74	1,133.52	1,117.07	16.45	279.11	230.82	48.29	1,044.294	956,925	87,369	264,410	259,577	4,833	220,745	220,207	538	43,665	39,370	4,295						
(八千代)	3,834.31	2,674.49	1,115.99	1,466.89	1,424.61	42.28	1,383.92	1,363.02	20.90	82.97	61.59	21.38	3,790.48	550,737	117,500	303,701	2,837	291,673	290,943	730	14,865	12,758	2,107							
(美土里)	8,592.15	5,512.22	3,034.98	2,601.88	2,543.34	58.54	2,405.92	2,399.41	6.51	195.96	143.93	52.03	8,547.20	1,119,599	330,953	548,846	5,595	518,660	518,355	305	30,186	24,896	5,290							
(高宮)	8,741.28	5,521.26	3,114.35	2,226.39	2,112.20	114.19	1,763.80	1,746.92	16.88	462.59	365.28	97.31	8,635.61	1,093,872	333,598	443,540	10,028	384,925	384,019	906	68,643	59,521	9,122							
(甲田)	5,107.32	3,905.08	1,107.75	925.83	888.04	37.79	763.83	756.36	7.47	162.00	131.68	30.32	5,107.32	753,815	117,650	172,024	3,277	149,171	148,806	365	26,130	23,218	2,912							
(向原)	6,060.82	4,431.73	1,487.58	1,829.86	1,768.37	61.49	1,665.90	1,643.42	22.48	163.96	124.95	39.01	6,060.82	881,762	155,603	375,812	5,386	358,728	356,576	2,152	22,470	19,236	3,234							
小計	38,230.43	27,035.37	10,728.57	10,463.48	10,084.45	379.03	9,116.89	9,026.20	90.69	1,346.59	1,058.25	288.34	6,499,383	5,356,710	1,142,673	2,129,861	2,097,905	31,956	1,923,902	1,918,906	4,996	205,959	178,999	26,960						

(3) 市町村別森林資源表
(その2-2)

(江の川上流森林計画区)

単位 面積：ha 材積：立木はm³，立竹は束

区 分	立 木										地 林		竹 林	無立木地
	天					然					天	林		
	総 数	針葉樹	広葉樹	育 数	成 数	育 数	成 数	針葉樹	広葉樹	育 数				
(吉田)	面積	4,445.88	3,642.70	803.18		624.66	598.10	26.56	3,821.22	3,044.60	776.62	4.47	31.57	
	材積	779,884	697,348	82,536		107,278	104,638	2,640	672,606	592,710	79,896	8,592		
(八千代)	面積	2,323.59	1,249.88	1,073.71		183.26	172.84	10.42	2,140.33	1,077.04	1,063.29	5.17	38.66	
	材積	361,699	247,036	114,663		35,959	34,815	1,144	325,740	212,221	113,519	9,955		
(美土里)	面積	5,945.32	2,968.88	2,976.44	22.79	653.91	566.15	87.76	5,268.62	2,402.73	2,865.89	7.82	37.13	
	材積	901,706	576,348	325,358	2,443	107,659	99,645	8,014	791,604	476,703	314,901	13,695		
(高宮)	面積	6,409.22	3,409.06	3,000.16	0.15	817.34	679.06	138.28	5,591.73	2,730.00	2,861.73	19.61	86.06	
	材積	973,902	650,332	323,570	17	130,646	116,991	13,655	843,239	533,341	309,898	38,252		
(甲田)	面積	4,087.00	3,017.04	1,069.96		608.00	551.73	56.27	3,479.00	2,465.31	1,013.69	3.30	91.19	
	材積	696,164	581,791	114,373		99,556	94,401	5,155	596,608	487,390	109,218	5,850		
(向原)	面積	4,089.45	2,663.36	1,426.09		734.51	612.71	121.80	3,354.94	2,050.65	1,304.29	9.19	132.32	
	材積	656,167	505,950	150,217		129,030	116,219	12,811	527,137	389,731	137,406	17,755		
小計	面積	27,300.46	16,950.92	10,349.54	22.94	3,621.68	3,180.59	441.09	23,655.84	13,770.33	9,885.51	49.56	416.93	
	材積	4,369,522	3,258,805	1,110,717	2,460	610,128	566,709	43,419	3,756,934	2,692,096	1,064,838	94,099		

(4) 所有形態別森林資源表

(江の川上流森林計画区)

区分	立										地												
	総数					人					木					林							
	針葉樹		広葉樹		総数	針葉樹		広葉樹		総数	針葉樹		広葉樹		総数	針葉樹		広葉樹		総数			
	総数	面積	総数	面積	総数	総数	面積	総数	面積	総数	総数	面積	総数	面積	総数	総数	面積	総数	面積	総数			
総数	192,165.37	187,926.98	110,423.83	77,503.15	71,644.25	69,856.43	1,787.82	70,055.43	68,692.77	1,362.66	1,588.82	1,163.66	425.16	37,111,935	27,680,834	9,431,101	19,990,531	19,748,437	19,674,561	73,876	242,094	204,071	38,023
県営・県有林	3,935.31	3,782.68	2,448.68	1,334.00	2,349.79	2,306.55	43.24	2,308.04	2,276.80	31.24	41.75	29.75	12.00	951,440	778,238	758,135	2,760	750,738	748,776	1,962	10,157	9,359	798
市町有林	5,242.29	5,149.96	3,591.39	1,558.57	3,293.28	3,153.65	139.63	3,190.46	3,127.24	63.22	102.82	26.41	76.41	1,189,395	989,763	905,893	10,082	904,055	900,321	3,734	11,920	5,572	6,348
財産区有林	328.16	317.13	242.09	75.04	159.49	145.18	14.31	151.84	139.40	12.44	7.65	5.78	1.87	55,698	48,435	29,277	723	29,093	28,585	508	907	692	215
私有林	182,659.61	178,677.21	104,141.67	74,535.54	65,841.69	64,251.05	1,590.64	64,405.09	63,149.33	1,255.76	1,436.60	1,101.72	334.88	34,915,402	25,864,398	9,051,004	18,283,661	18,064,551	17,996,879	67,672	219,110	188,448	30,662

単位 面積：ha 材積：立木はm³，立竹は束

区分	立										地											
	天然					木					林					竹						
	針葉樹		広葉樹		総数	針葉樹		広葉樹		総数	針葉樹		広葉樹		総数	針葉樹		広葉樹		総数		
	総数	面積	総数	面積	総数	総数	面積	総数	面積	総数	総数	面積	総数	面積	総数	総数	面積	総数	面積	総数		
総数	116,282.73	40,567.40	75,715.33	114.39	114.39	4,163.12	3,637.57	525.55	112,005.22	36,929.83	75,075.39	379.98	3,858.41	17,121,404	9,319,202	13,645	703,427	53,795	16,404,332	7,152,570	9,251,762	676,314
県営・県有林	1,432.89	142.13	1,290.76			3.30	0.28	3.02	1,429.59	141.85	1,287.74	0.03	152.60	190,545	20,103	170,442	48	458	190,039	20,055	169,984	55
市町有林	1,856.68	437.74	1,418.94	0.01	0.01	64.44	62.47	1.97	1,792.23	375.27	1,416.96	1.05	91.28	273,420	83,870	189,550	1	210	261,257	71,918	189,339	1,855
財産区有林	157.64	96.91	60.73			10.33	10.33	10.33	147.31	86.58	60.73	11.03		157,640	19,158	138,482			157,640	17,498	140,142	
私有林	112,835.52	39,890.62	72,944.90	114.38	114.38	4,085.05	3,564.49	520.56	108,636.09	36,326.13	72,309.96	378.90	3,603.50	16,631,741	8,952,670	13,644	689,099	53,127	15,928,998	7,043,099	8,885,899	674,404

(5) 制限林の種類別面積

(その1)

(江の川上流森林計画区)

単位 面積：ha

市町	制限林	総数		安 林										保安施設 地区	砂防指定地
		総数	面積	総数	水 源 かん 養	土 源 流出防 備	土 源 崩壊防 備	防 風	な だ れ 防 止	落 石 防 止	防 火	保 健	風 致		
三 次 市	総 数	(11,911.59)	(6,393.96)	(4,560.34)	(201.48)	(8.61)	(21.97)	(5.17)	(152.20)	(1,444.19)	(106.79)	(160.65)	(313.50)		
	(三次)	(40.30)	(0.41)	(0.41)	457.01	1.64							(0.41)		
	(君田)	(1,154.26)	(584.48)	(567.09)	(8.95)		(8.44)						(6.67)		
	(布野)	(3,679.34)	(3,624.39)	(3,527.54)	(2.93)		(13.90)						(3.22)		
	(作木)	(4,213.07)	(4,201.36)	(3,977.98)	(217.71)		(5.67)						(11.53)		
	(吉舎)	(4,888.27)	(4,861.31)	(4,764.26)	(73.13)	2.12	(21.50)				(31.85)	(0.30)	(4.85)		
	(三良坂)	(1,377.60)	(1,359.77)	(1,133.89)	(214.96)	10.92							(0.02)		(17.54)
	(三和)	523.55	523.55	473.74	49.59	0.22									(0.32)
	(甲奴)	(65.36)	(33.67)	(31.97)	(1.70)	2.47									(0.97)
	小計	(1,485.91)	(764.04)	(690.25)	(20.33)	18.41	(21.61)				(31.85)	(7.27)	(24.00)		(6.36)
	(庄原)	(3,090.64)	(2,940.53)	(2,429.34)	465.55	15.85		2.09			(107.42)	(27.70)	(9.84)		(67.39)
	(西城)	(4,651.10)	(2,431.16)	(1,513.83)	(10.11)	(1.36)		(5.17)			(900.69)	(58.14)	(8.30)		(18.92)
	(東城)	(1,997.37)	(916.06)	(685.01)	(14.48)	14.43		19.59			(112.26)	(2.26)	(2.56)		(11.26)
(口和)	(133.18)	(66.95)	(62.10)	(4.49)		(0.36)						(13.86)		(6.12)	
(高野)	(1,450.64)	(749.08)	(725.32)	(23.76)								(79.36)		(26.45)	
(比和)	(1,313.07)	(767.09)	(549.86)	(19.00)	(0.40)		2.94			(197.83)				5.66	
(総領)	(18.18)	(9.96)	(9.09)	(0.87)	10.98										
小計	(9,798.92)	(5,165.18)	(3,643.11)	(92.27)	(1.76)	(0.36)	(5.17)			(1,318.20)	(88.10)	(113.92)		(137.72)	
(吉田)	(121.86)	(64.41)	(1.46)	(9.57)	(4.03)					(1.46)	(47.89)			0.54	
(八千代)	(237.68)	(187.13)	(100.55)	581.24	1.18					(86.58)				(1.06)	
(美土里)	(9.78)	(9.78)	(9.78)	(4.89)	2.39					(4.89)				0.30	
(高宮)	(106.74)	(54.58)	(50.55)	257.14	2.68					(1.21)				(21.67)	
(甲田)	(1.86)	849.47	763.80	85.67	(2.82)									89.72	
(向原)	(148.84)	(148.84)	(74.42)	(74.42)	0.78										
小計	(626.76)	(464.74)	(226.98)	(88.88)	(6.85)	1.34				(94.14)	(47.89)	(22.73)		(90.56)	
注	() は、重複する面積で外数。														

(5) 制限林の種類別面積
(その2)

(江の川上流森林計画区)

単位 面積：ha

市町	自然公園										園地						
	国立公園		特別保護地区		特別保護地区		第一種		第二種		第三種		第一種		第二種		第三種
総数	総数	総数	第一種	第二種	第三種	総数	特別保護地区	特別保護地区	第一種	第二種	第三種	第一種	第二種	第三種	第一種	第二種	第三種
(三次)	(3,926.27)					(2,747.96)			(360.21)	(1,794.71)	(593.04)	(7.78)	(71.68)	(1,098.85)			
	1,246.78					1,194.36			20.67	1,161.42	12.27			3.64			48.78
(君田)	(562.02)											(7.78)	(50.84)	(503.40)			
	45.57												3.33	42.24			
(布野村)																	
(作木)																	
(吉舎)																	
(三良坂)																	
(三和)																	
(甲奴)																	
小計	(562.02)											(7.78)	(50.84)	(503.40)			
	45.57												3.33	42.24			
(庄原)																	
(西城)	(1,513.80)					(1,513.80)			(109.40)	(971.00)	(433.40)						
	342.46					342.46				330.19	12.27						
(東城)	(782.20)					(782.20)			(206.77)	(415.79)	(159.04)						
	838.47					838.47			14.67	823.80							
(口和)																	
(高野)	(616.29)																
	6.85																
(比和)	(451.96)					(451.96)			(44.04)	(407.92)							
	13.43					13.43			6.00	7.43							
(総領)																	
小計	(3,364.25)					(2,747.96)			(360.21)	(1,794.71)	(593.04)						
	1,201.21					1,194.36			20.67	1,161.42	12.27						
(吉田)																	
(八千代)																	
(美上里)																	
(高宮)																	
(甲田)																	
(向原)																	
小計																	

注 () は、重複する面積で外数。

(5) 制限林の種類別面積
(その3)

(江の川上流森林計画区)

単位 面積：ha

市町	鳥獣保護法による特別保護地区		都市計画法による風致地区		文化財保護法及び広島県文化財保護条例による指定地域				県自然環境保全条例による指定地域					急傾斜地崩壊危険区域	地すべり防止区域
	鳥獣保護法による特別保護地区	面積	都市計画法による風致地区	面積	総数	史跡	名勝	天然記念物	総数	特別地区	動植物	普通地区	緑地環境保全地域		
三次市	(582.48) 13.62	60.42	(404.10) 50.86 (19.74) 3.54	(256.62) 37.53 (19.74) 2.08	(140.68) 10.79	(6.80) 2.54 1.46	(422.98) 280.45 (19.74) 137.04	(337.43) 107.13 10.14	(212.17) 66.48	(23.06) 15.26	(102.20) 25.39 10.14	(85.55) 173.32 (19.74) 126.90	(2.21) 16.24 0.48	(18.94) 82.48	
(君田)							(3.64)	(3.64)							
(布野村)															
(作木)			(6.16) 0.09	(6.16)		0.09	(53.89) 1.89	(53.89) 1.89	(22.87)	(2.11)	(28.91) 1.89		0.18 (0.87) 2.40		
(吉舎)			0.29	0.29											
(三良坂)															
(三和)															
(甲奴)							(30.72) 3.60	(30.72) 3.60	(30.72)						
小計	(25.90) 3.92	(19.74) 2.37	(25.90) 3.92	(19.74) 2.37	(6.16)	1.55 (0.12) 0.01	(107.99) 142.53	(88.25) 15.63	(53.59) 3.60	(5.75)	(28.91) 12.03	(19.74) 126.90	(0.87) 3.06	(1.09) 6.16	
(庄原)	(474.71)	60.42	(222.31) 6.81	(222.31) 6.80		(0.13)	(0.41) 49.97	(0.41) 49.97	26.32	15.26			(0.41) 8.39	(0.41) 1.90	
(西城)	(107.77) 13.62		(134.71) 10.79	(134.52) 10.79			(36.76) 26.72	(23.45) 26.72	(9.45)	(14.00)			(13.31)	(17.31)	
(東城)							(52.37) 26.72	(52.37) 26.72	(32.14) 18.42		(20.23) 8.30			35.17	
(口和)							(5.91) 2.42	(5.91) 2.42	(5.91) 2.42					8.66	
(高野)							(87.47)	(87.47)	(87.47)					25.21	
(比和)			(6.55)			(6.55)									
(総領)			(8.22) 1.08	(8.22) 1.08										1.29	
小計	(582.48) 13.62	60.42	(371.91) 25.04 (5.36) 18.12	(230.59) 14.23 (5.36) 18.12	(134.52) 10.79	(6.80) 0.02	(182.92) 79.11 (52.09) 36.68	(169.20) 70.72 (49.49)	(134.97) 47.16	(14.00) 15.26	(20.23) 8.30 (22.57)	(13.72) 8.39 (52.09) 36.68	(0.41) 11.85 1.33	(17.85) 76.32	
(吉田)															
(八千代)															
(美上里)															
(高宮)			0.24 (0.93) 3.54			0.24	(30.49) 20.78	(30.49) 20.78	15.72		(30.49) 5.06		(0.93)		
(甲田)						0.73									
(向原)							1.35 (132.07) 58.81	1.35 (79.98) 20.78		(3.31)	(53.06) 5.06	1.35 (52.09) 38.03	(0.93) 1.33		
小計	(6.29) 21.90		(6.29) 20.93			0.97	(132.07) 58.81	(79.98) 20.78	(23.61) 15.72	(3.31)	(53.06) 5.06	1.35 (52.09) 38.03	(0.93) 1.33		

注 () は、重複する面積で外数。

(6) 樹種別材積表

単位 材積：1,000m³

樹種 林種	スギ	ヒノキ	マツ	広葉樹
総数	6,350	12,549	8,719	9,431
人工林	6,348	12,542	928	112
天然林	2	7	7,791	9,319

注 詳細は、年齢別森林資源表に記載。

(7) 特定保安林の指定状況

該当なし。

(8) 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

市 町	山腹崩壊		地すべり		崩壊土砂流出		総数	
	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積
総数	2,977	2,563	18	195	2,055	1,404	5,050	4,162
三次市	944	941	8	92	661	393	1,613	1,426
庄原市	1,579	1,180	9	101	996	845	2,584	2,126
安芸高田市	454	442	1	2	398	166	853	610

注1 広島県農林水産局森林保全課調べ。

注2 四捨五入のため内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(9) 森林の被害

単位 面積：ha

種 類	松くい虫			カシノナガキクイムシ		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30
総数	4,220	4,220	4,220	11.30	47.88	9.89
三次市	3,400	3,400	3,400	9.26	33.28	
庄原市	820	820	820	0.16	10.05	0.63
安芸高田市				1.88	4.55	9.26

種 類	火災			シカ		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30
総数	1.05	0.30	0.22	5		12
三次市	0.77	0.19	0.11			
庄原市	0.28	0.11	0.11			
安芸高田市				5		12

注1 広島県農林水産局森林保全課調べ。

(10) 防火線等の整備状況

該当なし。

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

単位 戸数：戸

区 分	総 数	1～3ha未満	3～5ha未満	5～10ha未満	10～50ha未満	50ha以上
三次市	4,598	2,120	1,003	880	566	29
庄原市	4,178	1,783	790	751	770	84
安芸高田市	3,485	1,832	727	588	328	10
総 数	12,261	5,735	2,520	2,219	1,664	123

注 農林水産省大臣官房統計部「2015年農林業センサス」による。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 面積：ha

区 分	総 数	公有林	私有林
三次市	2,549	211	2,339
庄原市	7,885	166	7,719
安芸高田市	1,070		1,070
総 数	11,504	376	11,128

注1 広島県農林水産局林業課調べ。

(3) 経営管理権及び経営管理実績権の認定状況 該当なし。

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 森林組合の構成

単位 員数：人，金額：千円，面積：ha

種別	組合名	管轄区域	組合員数	専従職員数	出資金額	組合員所有面積
森林組合	安芸北森林組合	広島市（旧白木町），安芸高田市，北広島町（旧芸北町を除く）	10,400	12		58,720
	甲奴郡森林組合	三次市（旧甲奴町），庄原市（旧総領町），府中市（旧上下町）	2,539	6		12,696
	三次地方森林組合	三次市（旧甲奴町を除く）	6,521	13		37,230
	備北森林組合	庄原市（旧西城町，東城町及び総領町を除く）	5,248	11		24,139
	西城町森林組合	庄原市（旧西城町）	1,096	8		17,275
	東城町森林組合	庄原市（旧東城町）	1,265	7		12,900
生産森林組合	下入江生産森林組合	安芸高田市	119			138
	丹比生産森林組合	安芸高田市	345			336
	小山生産森林組合	安芸高田市	43			244
	五丹生産森林組合	安芸高田市	52			27
	桑田生産森林組合	安芸高田市	68			72
	堀迫生産森林組合	安芸高田市	32			43
	下保垣生産森林組合	安芸高田市	16			20
	宮下生産森林組合	安芸高田市	25			42
	合路生産森林組合	安芸高田市	21			107
	上中央生産森林組合	安芸高田市	27			26
	重信生産森林組合	安芸高田市	21			23
	岡谷組生産森林組合	安芸高田市	30			54
	下中央生産森林組合	安芸高田市	30			40
	有留生産森林組合	安芸高田市	208			339
	下布野生産森林組合	三次市	115			297
	横谷生産森林組合	三次市	81			273
	上作木生産森林組合	三次市	42			70
大山第二生産森林組合	三次市	26			134	
福田生産森林組合	庄原市	40			138	
南生産森林組合	庄原市	28			493	

注1 森林組合要覧平成30年度版（平成29事業年度）

2 生産森林組合の組合員所有森林面積は，組合所有森林面積。

イ 森林組合の事業内容

単位 金額：千円

事業の種類		取扱高	事業の内容		該当森林組合	
			種 別	金額		
販売部門	販売事業	118,987	木材	一般用材	100,308	甲奴郡除く5森林組合
				パルプ材その他	11,281	甲奴郡除く5森林組合
			乾しいたけ		291	東城町
			その他		7,107	全て
	林産事業	508,453	木材	一般用材	442,365	全て
				パルプ材その他	64,582	全て
その他			1,506	西城町		
林産事業 (受託生産)	70,249	木材	一般用材・パルプ	70,249	三次地方, 備北, 西城町	
			その他			
加工部門	加工製造事業	215	製材品		96	安芸北
			その他		119	備北
	加工製造事業 (受託加工)	製材品				
		その他				
森林整備部門	購買事業	69,879	山行苗木		27,119	全て
			肥料		76	備北, 東城町
			林業用機械器具		20,239	三次地方除く5森林組合
			林業用薬剤		1,658	安芸北, 備北, 西城町, 東城町
			しいたけ等生産資材		1,449	備北, 西城町, 東城町
			その他		19,338	安芸北除く5森林組合
	森林造成事業	1,057,488	造林	新植	112,436	全て
				その他	9,296	三次地方, 備北
			保育		530,578	全て
			治山		12,201	備北, 西城町
			林道		195,640	安芸北除く5森林組合
			その他		197,337	甲奴郡, 三次地方, 備北, 東城町
			うち 受託手数料	53,459	造林	新植
	その他					
	保育				29,007	全て
	林道				5,765	甲奴郡, 三次地方
	その他				14,541	三次地方
	利用及び 福利厚生事業	653,073	病虫害防除		6,634	備北
			調査収入		29,423	三次地方除く5森林組合
			物的施設		4,415	安芸北
人的施設			237,048	安芸北		
林業機械利用料			171,776	全て		
造林補助金取扱手数料			12,998	安芸北, 三次地方, 備北, 東城町		
保険取扱手数料			1,121	全て		
支援交付金手数料等			33,891	東城町除く5森林組合		
その他		155,767	甲奴郡除く5森林組合			
森林整備部門	金融事業	期末貸 出在高	中金資金			
			公庫資金			
			自己資金	170	三次地方	
		受取 利息	中金資金			
			公庫資金	4	備北	
			自己資金	1	三次地方	
		手数料	中金資金			
			公庫資金	1	備北	
自己資金						
雑収入						

注 森林組合要覧平成30年度版（平成29事業年度）

(5) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区 分	育林業	素 材 生産業	特用林産 物生産業	林業サー ビス業	木材・ 木製品 製造業	木材卸売 業、製材 業	うち素材 市売市場
三次市	3			4	6	15	1
庄原市	5	4	1	2	6	32	
安芸高田市	4	1	1	1	3	11	
総 数	12	5	2	7	15	58	1

注 1 平成28年経済センサス

2 木材卸売業は、(一社)広島県木材組合連合会HPから抽出。

3 うち素材市売市場は、広島県農林水産局林業課調べ。

(6) 林業労働力の概況

単位：人

区 分	総計（非常勤等の役員も含む）								従業員数（経営役員除く）							
	年齢 20未満	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 64	65 以上	計	年齢 20未満	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 64	65 以上	計
三次市	3	7	13	23	20	7	14	87	3	7	12	21	16	4	2	65
庄原市		7	18	17	11	6	15	74		7	16	17	11	4		55
安芸高田市	3	19	43	32	20	14	27	158	3	19	42	29	18	11	14	136
総 数	6	33	74	72	51	27	56	319	6	33	70	67	45	19	16	256

注 広島県農林水産局林業課調べ（令和元年度実施のアンケートによる。）

(7) 林業機械化の概況

機械種名		単位	会社	森林組合	その他 森林組合	個人・ その他	合計
索道	索道重量式	セット					
	索道動力式	セット	4				4
集材機	小型集材機	台	5				5
	大型集材機	台	13	9	1		23
モノケーブル		台					0
リモコンウィンチ		台	1				1
自走式搬器		台	1				1
モノレール		台					0
小型運材車	動力20ps未満	台	2	3		1	6
	動力20ps以上	台	23	10	1	4	38
ホイールタイプトラクタ		台					0
クローラタイプトラクタ		台	2				2
育林用トラクタ		台					0
フォークリフト		台	5	1		1	7
フォークローダ		台					0
クレーン	運材機能なし	台	2				2
	運材機能あり	台	5	4		1	10
グラップル	運材機能なし	台	25	7	4	7	43
	運材機能あり	台	1	2			3
トラクタショベル		台		1	1		2
ショベル系掘削機械		台	4	5		1	10
チェーンソー		台	93	62	8	17	180
チェーンソーリモコン装置		台					0
刈払機		台	37	53	6	5	101
植穴掘機		台	1				1
動力枝打機	自動木登り式	台					0
	上記以外のもの	台	5			1	6
苗畑用トラクタ		台					0
樹木粉碎機		台		2			2
フェラーバンチャ		台					0
スキッド		台		1			1
プロセッサ		台	7	1			8
ハーベスタ		台	7	9			16
フォワーダ		台	1	2	1		4
タワーヤーダ		台	1				1
スイングヤーダ		台	1		1		2
その他の高性能林業機械		台	12	7	1		20
グラップルソー		台	7	2			9

注 広島県農林水産局林業課調べ

(8) 作業路網等の整備の概況

単位 延長：m

区 分	路線数	延長
三 次 市	544	648,864
庄 原 市	1,077	941,884
安芸高田市	157	176,998
総 数	1,778	1,767,746

注 広島県農林水産局林業課調べ（平成30年3月31日現在）

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：1,000m³，実行歩合：%

区 分	計 画			実 行			実行歩合		
	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数
総 数	723	1,080	1,803	633	438	1,071	88	41	59
針葉樹	412	1,080	1,492	349	438	787	85	41	53
広葉樹	311	—	311	284	—	284	91	—	91

(2) 間伐面積

単位 面積：ha，実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
15,429	14,328	93

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha，実行歩合：%

総 数			人工造林			天然更新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
4,225	3,646	86	2,045	594	29	2,180	3,052	140

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：m，実行歩合：%

区 分	開設延長			拡張箇所数		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基 幹 路 網	14,732	8,661	59	18	4	22
うち林業専用道	3,857	1,323	34	—	—	—

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の指定又は解除の面積

単位 面積：ha，実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総数（実面積）	67,000	66,997	100	6.25	0.00	0
水源涵(かん)養のための保安林	59,527	60,057	101	6.10	0.00	0
災害防備のための保安林	6,281	5,893	94	0.15	0.00	0
保健・風致の保存等のための保安林	1,828	1,693	93	0.00	—	—

イ 治山事業の数量

単位 地区数，実行歩合：%

種 類	計 画	実 行	実行歩合
保安施設事業	38	27	71

5 今期計画の明細

(1) 伐採材積及び人工造林・天然更新の明細

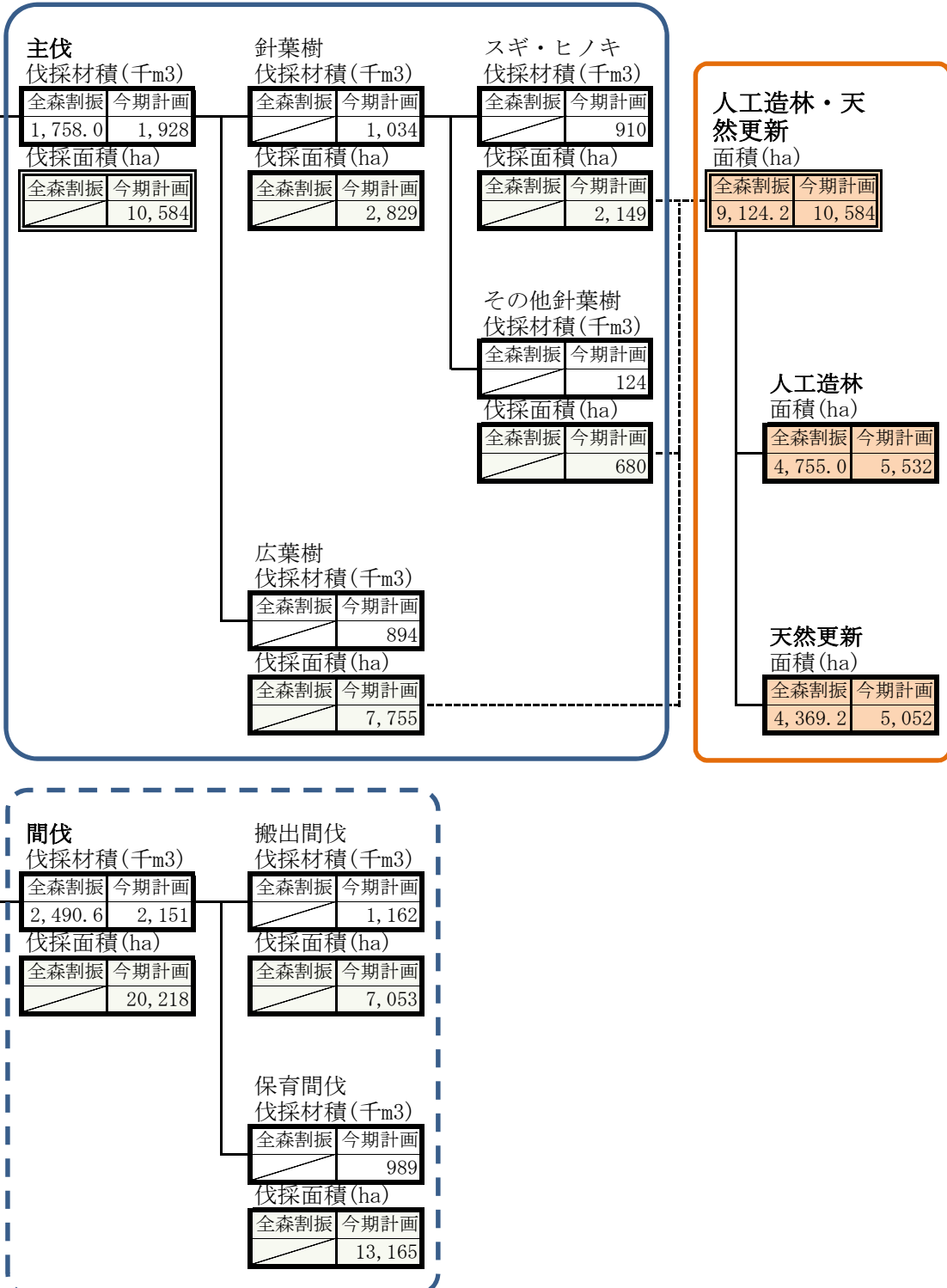
主伐・間伐

伐採材積(千m3) 伐採面積(ha)

全森割振	今期計画	全森割振	今期計画
4,248.6	4,079		30,802

全森割振：全国森林計画（計画期間：H31.4.1～H43.3.31の15年間）により、当該計画区に割り振られている計画量（今期計画に対応する期間分）

今期計画：地域森林計画（計画期間：R02.4.1～R12.3.31の10年間）の計画量



6 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘、 工場等建物 敷地及び その附帯地	ダム・道路	採石採土	その他	合計
32	—	14	6	—	—	51

注1 農用地は、田、畑及び果樹園等である。

2 四捨五入のため、内訳の計と合計は必ずしも一致しない。

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原野	農用地	その他	合計
5	—	33	38

注 四捨五入のため、内訳の計と合計は必ずしも一致しない。

7 林分密度管理図

(1) スギ林の収量比数 R_y による管理表

		上層樹高 m																																
		数字は収量比数(R_y)																																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
立 木 密 度 本 /ha	3000	0.05	0.13	0.23	0.32	0.40	0.48	0.56	0.62	0.68	0.73	0.78	0.82	0.86	0.89	0.92	0.95	0.98	1.00															
	2900		0.05	0.13	0.23	0.31	0.39	0.47	0.54	0.61	0.67	0.72	0.77	0.81	0.85	0.88	0.91	0.94	0.97	0.99														
	2800			0.05	0.13	0.21	0.29	0.38	0.46	0.55	0.62	0.68	0.74	0.80	0.84	0.87	0.90	0.93	0.96	0.98	1.00													
	2700				0.21	0.29	0.37	0.45	0.52	0.59	0.64	0.70	0.74	0.79	0.83	0.86	0.89	0.92	0.95	0.97	0.99													
	2600				0.20	0.28	0.36	0.44	0.51	0.57	0.63	0.69	0.73	0.77	0.81	0.85	0.88	0.91	0.94	0.96	0.98													
	2500					0.27	0.35	0.43	0.50	0.56	0.62	0.67	0.71	0.75	0.79	0.84	0.87	0.90	0.93	0.95	0.97	0.99												
	2400					0.34	0.42	0.48	0.55	0.60	0.66	0.70	0.75	0.79	0.82	0.86	0.89	0.91	0.94	0.96	0.98	1.00												
	2300					0.33	0.40	0.47	0.53	0.59	0.64	0.69	0.73	0.77	0.81	0.84	0.87	0.90	0.93	0.95	0.97	0.99												
	2200						0.39	0.46	0.52	0.58	0.63	0.68	0.72	0.76	0.79	0.83	0.86	0.89	0.91	0.94	0.96	0.98	1.00											
	2100						0.38	0.44	0.50	0.56	0.61	0.66	0.70	0.74	0.78	0.81	0.84	0.87	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00										
	2000						0.37	0.43	0.49	0.54	0.60	0.64	0.69	0.73	0.77	0.80	0.83	0.86	0.88	0.91	0.93	0.95	0.97	0.99	1.00									
	1900						0.35	0.41	0.47	0.53	0.58	0.63	0.67	0.71	0.75	0.77	0.81	0.84	0.87	0.89	0.91	0.94	0.96	0.97	0.99									
	1800						0.34	0.40	0.46	0.51	0.56	0.61	0.65	0.69	0.73	0.76	0.79	0.82	0.85	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	0.99								
	1700							0.38	0.44	0.49	0.54	0.59	0.64	0.68	0.72	0.75	0.78	0.81	0.84	0.86	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	0.99							
	1600							0.42	0.47	0.52	0.57	0.61	0.65	0.69	0.73	0.76	0.79	0.82	0.85	0.88	0.91	0.92	0.94	0.96	0.98	0.99								
	1500							0.45	0.50	0.55	0.59	0.63	0.67	0.70	0.74	0.78	0.81	0.84	0.86	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	0.99								
	1400								0.48	0.52	0.57	0.61	0.65	0.69	0.73	0.76	0.79	0.82	0.85	0.88	0.91	0.92	0.94	0.96	0.98	0.99								
	1300								0.46	0.50	0.54	0.58	0.62	0.65	0.68	0.71	0.74	0.77	0.79	0.82	0.84	0.86	0.88	0.90	0.92	0.93	0.95	0.96	0.98	0.99				
1200									0.52	0.55	0.59	0.62	0.66	0.69	0.72	0.74	0.77	0.79	0.81	0.84	0.86	0.87	0.89	0.91	0.93	0.94	0.95	0.97	0.98					
1100									0.49	0.53	0.56	0.60	0.63	0.66	0.69	0.71	0.74	0.76	0.79	0.81	0.83	0.85	0.87	0.88	0.90	0.91	0.93	0.94						
1000									0.46	0.50	0.53	0.56	0.59	0.63	0.66	0.69	0.71	0.73	0.75	0.77	0.79	0.82	0.83	0.85	0.87	0.89	0.90	0.92	0.92					
900									0.43	0.46	0.50	0.53	0.56	0.59	0.62	0.64	0.67	0.69	0.72	0.74	0.76	0.78	0.80	0.82	0.84	0.85	0.87	0.88						
800									0.39	0.43	0.46	0.49	0.52	0.55	0.58	0.60	0.63	0.65	0.68	0.70	0.72	0.74	0.76	0.78	0.80	0.81	0.83	0.85						
700									0.39	0.42	0.45	0.48	0.51	0.53	0.56	0.59	0.61	0.63	0.65	0.67	0.69	0.71	0.73	0.75	0.77	0.79	0.80							
600										0.38	0.41	0.43	0.46	0.49	0.51	0.53	0.56	0.58	0.60	0.62	0.64	0.66	0.68	0.70	0.72	0.74	0.75							
500										0.33	0.36	0.38	0.41	0.43	0.45	0.48	0.50	0.52	0.54	0.56	0.58	0.60	0.62	0.64	0.66	0.67	0.69							
400											0.30	0.32	0.35	0.37	0.39	0.41	0.43	0.45	0.47	0.49	0.51	0.53	0.55	0.56	0.58	0.60	0.61							
300												0.24	0.26	0.28	0.30	0.31	0.33	0.35	0.37	0.39	0.40	0.42	0.44	0.46	0.47	0.49	0.50	0.52						
200													0.20	0.21	0.23	0.24	0.26	0.27	0.29	0.30	0.31	0.33	0.34	0.36	0.37	0.38	0.40							
100														0.11	0.12	0.13	0.14	0.15	0.16	0.17	0.18	0.19	0.20	0.20	0.21	0.22	0.23							

		上層樹高(m)																														
		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31						
地位	1等地 (地位指数で25.6m程度)	10	10	11	12	14	15	16	17	18	20	21	23	25	27	29	31	34	37	40	45	50	57	68	91	100以上						
	1~2の中間 (地位指数で22.4m程度)	10	11	13	14	15	16	18	19	21	23	25	27	29	32	35	39	44	49	57	70	100以上										
	2等地 (地位指数で19.2m程度)	11	13	14	16	17	19	21	23	25	27	30	34	38	42	49	57	73	100以上													

※↑枠内の数字は、その樹高に到達する林齢のこと 1~3等地で変わる

7 林分密度管理図

(2)ヒノキ林の収量比数Ryによる管理表

		上層樹高 m																数字は収量比数(Ry)									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
立 木 密 度 本 /ha	3000	0.02	0.07	0.14	0.22	0.32	0.41	0.50	0.58	0.66	0.72	0.78	0.84	0.88	0.92	0.96	0.99										
	2900	0.02	0.06	0.13	0.22	0.31	0.40	0.49	0.57	0.65	0.71	0.77	0.83	0.87	0.91	0.95	0.98										
	2800	0.02	0.06	0.13	0.22	0.30	0.39	0.48	0.56	0.63	0.70	0.76	0.81	0.86	0.90	0.94	0.97	1.00									
	2700	0.02	0.06	0.13	0.21	0.29	0.38	0.47	0.55	0.62	0.69	0.75	0.80	0.85	0.89	0.93	0.96	0.99									
	2600	0.02	0.06	0.12	0.20	0.28	0.37	0.46	0.54	0.61	0.68	0.74	0.79	0.84	0.88	0.92	0.95	0.98									
	2500	0.01	0.06	0.12	0.19	0.28	0.36	0.44	0.52	0.60	0.68	0.75	0.78	0.83	0.87	0.91	0.94	0.97	1.00								
	2400	0.01	0.05	0.11	0.19	0.27	0.35	0.43	0.51	0.58	0.65	0.71	0.77	0.83	0.87	0.90	0.93	0.96	0.99								
	2300	0.01	0.05	0.11	0.18	0.26	0.34	0.42	0.50	0.57	0.64	0.70	0.75	0.80	0.85	0.89	0.92	0.95	0.98								
	2200	0.01	0.05	0.10	0.17	0.25	0.33	0.41	0.48	0.56	0.62	0.68	0.74	0.79	0.83	0.87	0.91	0.94	0.97	0.99							
	2100	0.01	0.05	0.10	0.17	0.24	0.32	0.39	0.47	0.54	0.61	0.67	0.72	0.77	0.82	0.86	0.90	0.93	0.96	0.98							
	2000	0.01	0.04	0.10	0.16	0.23	0.31	0.38	0.46	0.53	0.59	0.65	0.71	0.76	0.81	0.85	0.89	0.91	0.94	0.97	1.00						
	1900	0.01	0.04	0.10	0.15	0.22	0.29	0.37	0.44	0.51	0.58	0.64	0.69	0.74	0.79	0.83	0.87	0.90	0.93	0.96	0.98						
	1800	0.01	0.04	0.10	0.15	0.22	0.29	0.35	0.42	0.49	0.56	0.62	0.67	0.72	0.77	0.81	0.85	0.89	0.92	0.94	0.97	0.99					
	1700					0.27	0.34	0.41	0.48	0.55	0.62	0.69	0.75	0.79	0.83	0.87	0.90	0.93	0.96	0.98	1.00						
	1600					0.26	0.32	0.39	0.46	0.52	0.58	0.63	0.69	0.73	0.78	0.82	0.85	0.88	0.91	0.94	0.96	0.99					
	1500					0.24	0.31	0.37	0.44	0.50	0.56	0.61	0.66	0.71	0.76	0.81	0.85	0.89	0.92	0.95	0.97	0.99					
	1400					0.29	0.36	0.42	0.48	0.54	0.59	0.64	0.69	0.73	0.77	0.81	0.84	0.88	0.90	0.93	0.95	0.98	1.00				
	1300					0.28	0.34	0.40	0.46	0.51	0.57	0.62	0.67	0.71	0.75	0.79	0.82	0.85	0.88	0.91	0.93	0.96	0.98	1.00			
	1200					0.26	0.32	0.38	0.43	0.49	0.54	0.59	0.64	0.68	0.72	0.76	0.80	0.83	0.86	0.89	0.91	0.94	0.96	0.98	1.00		
	1100						0.30	0.35	0.41	0.46	0.51	0.56	0.61	0.66	0.70	0.74	0.77	0.81	0.84	0.86	0.89	0.91	0.94	0.96	0.98	0.99	
	1000						0.28	0.33	0.38	0.43	0.49	0.53	0.58	0.63	0.67	0.71	0.74	0.77	0.80	0.83	0.86	0.89	0.91	0.93	0.95	0.98	
	900							0.35	0.40	0.45	0.50	0.55	0.59	0.63	0.67	0.71	0.74	0.77	0.80	0.83	0.86	0.88	0.90	0.92	0.95	0.98	
	800							0.32	0.37	0.42	0.47	0.51	0.55	0.59	0.63	0.67	0.70	0.73	0.76	0.79	0.82	0.85	0.87	0.89	0.92	0.95	
	700							0.34	0.38	0.43	0.47	0.51	0.55	0.59	0.62	0.66	0.69	0.73	0.76	0.79	0.82	0.85	0.87	0.89	0.92	0.95	
	600								0.30	0.34	0.38	0.42	0.46	0.50	0.54	0.57	0.61	0.64	0.67	0.70	0.73	0.76	0.78	0.81	0.84	0.87	
	500									0.37	0.41	0.45	0.48	0.52	0.55	0.58	0.61	0.64	0.67	0.70	0.72	0.75	0.78	0.81	0.84	0.87	
400										0.32	0.35	0.38	0.42	0.45	0.48	0.51	0.54	0.57	0.60	0.62	0.65	0.68	0.71	0.74	0.77		
300											0.37	0.40	0.42	0.45	0.48	0.51	0.54	0.57	0.60	0.62	0.65	0.68	0.71	0.74	0.77		
200												0.27	0.29	0.32	0.34	0.36	0.39	0.41	0.43	0.46	0.48	0.51	0.53	0.56	0.58		
100													0.15	0.17	0.18	0.20	0.21	0.23	0.24	0.26	0.28	0.30	0.32	0.34	0.36		

3000本植栽

2000本植栽

赤いエリアは収量比数Ryが0.80を超える林分で、肥大生長に影響するほか、冠雪害を受けやすいため、収穫直前以外の管理では白いエリアになるように管理する。

保育間伐のエリア

収入間伐・主伐のエリア

白いエリアは、赤いラインから離れるほど、それぞれの上層樹高に対して本数が少なく、材積の収穫量が小さくなる。

表の数字は、混み合い度の指標で収量比数(RY)を表示している。最多密度(ある樹高での上限の本数密度)を1としたときの相対的な混み具合を示す。

		上層樹高(m)																									
		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26						
地位	1等地 (地位指数で20.5程度)	10	11	12	14	15	17	19	21	23	25	28	30	33	37	41	46	53	61	75	100以上						
	1~2の中間 (地位指数で18.5程度)	11	12	14	16	17	19	22	24	27	30	33	37	42	48	55	67	89	100以上								
	2等地 (地位指数で16.4程度)	12	14	16	18	20	23	26	29	33	37	43	50	59	76	100以上	林齢(年)										

※1 枠内の数字は、その樹高に到達する林齢のこと 1~3等地で変わる